

第2章

補装具の 基礎知識

目 次

肢体不自由者のための補装具

I 義肢総論	101
II 義手	109
III 義足	113
IV 下肢装具	119
V 靴型装具	129
VI 体幹装具	133
VII 上肢装具	139
VIII 姿勢保持装置	143
IX 車椅子・電動車椅子	145
X その他の肢体不自由者用補装具	163

視覚障がい者のための補装具	167
---------------	-----

聴覚障がい者のための補装具	173
---------------	-----

重度障害者用意思伝達装置	185
--------------	-----

障がい児のみに支給される補装具	187
-----------------	-----

I 義肢（総論）

1 義肢とは

先天的に、又は切断により四肢の一部を欠損した場合に、元の手足の形態または機能を復元するために装着する人工の手足を義肢といい、上肢の切断に用いる義肢を義手、下肢の切断に用いる義肢を義足と呼ぶ。

義手	切断された上肢の機能を補完することを目的として用いる義肢で、その名称は切断部位によって付けられている。上肢の複雑・精緻な作業を行う義手は丈夫で操作性に優れている必要があり、装飾用義手は美観に優れている必要もある。
義足	切断された下肢の機能を補完することを目的として用いる義肢で、義足の名称も切断部位によって付けられている。下肢の役割は立つこと、歩くことであるため、体重を支え安定した歩行ができるように軽くて丈夫な義肢でなければならない。

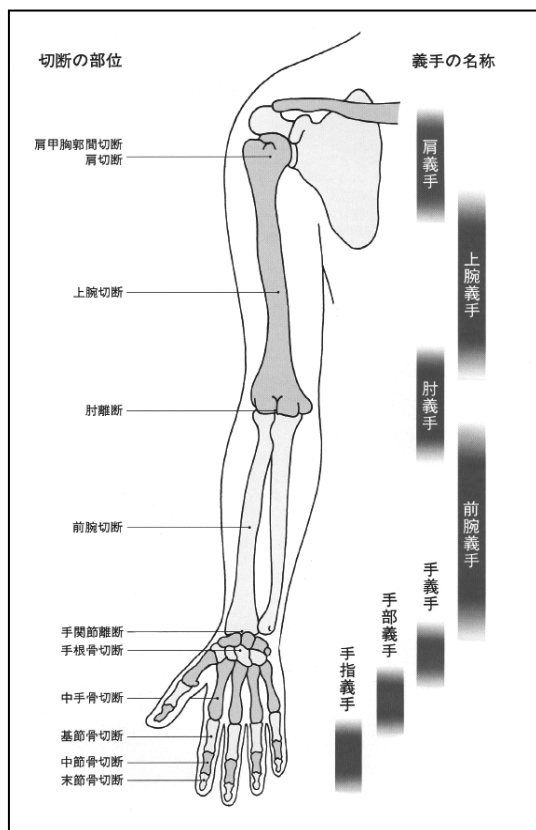
2 切断の原因

切断の適応となる原因には、次のようなものがある。

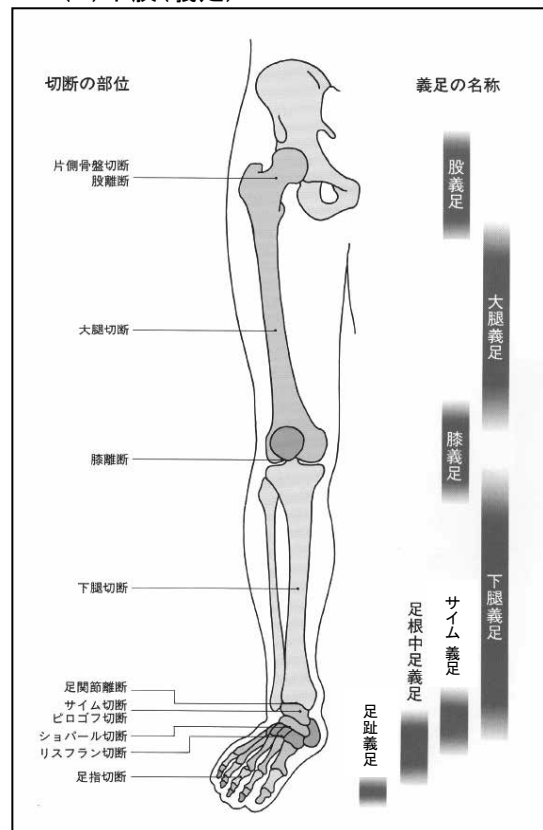
分類	症	例
末梢循環障がい	①閉塞性動脈硬化症 ②閉塞性血栓性血管炎(バージャー病) ③動脈瘤、動静脈瘻	
悪性腫瘍	①骨肉腫 ②軟骨肉腫 ③巨細胞肉腫、線維肉腫 ④ユーイング肉腫 ⑤癌の骨転移	
外傷及び後遺症	①複雑骨折による治療が期待できない場合 ②血管損傷(動脈栓塞、血栓症)による壊死 ③火傷、凍傷による壊疽及びその後の瘢痕	
炎症	①骨髄炎、骨関節結核、化膿性関節炎により骨関節の著明な破壊を認め治療が期待できないとき ②ガス壊疽、菌感染による壊疽	
神経性疾患	①脊椎破裂、脊髄損傷による四肢の変形、潰瘍形成 ②らい	
先天性奇形		
著明な脚長差のある場合		

3 切断の部位と義肢の名称

(1) 上肢(義手)



(2) 下肢(義足)

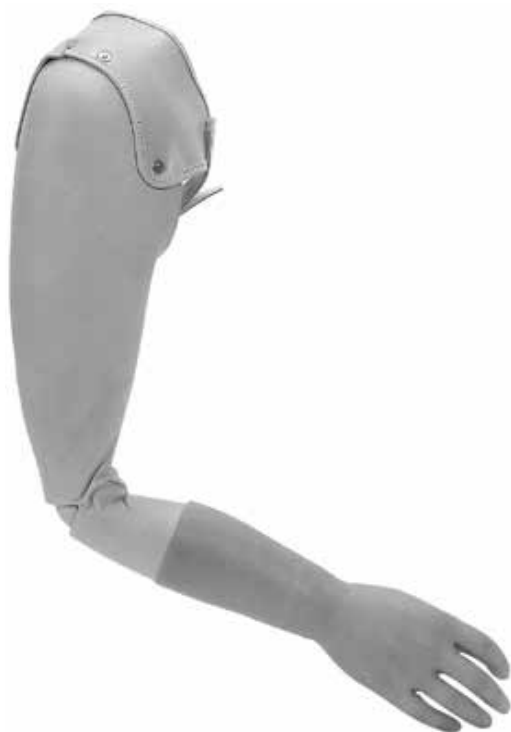


4 義肢の分類

義肢は、その構造により殻構造義肢と骨格構造義肢に分けられる。

殻構造義肢	<ul style="list-style-type: none">○ 甲殻類の肢体の構造と同じように義肢に働く外力を殻で負担し支持すると同時に、この殻の形が元の手足の外観を復元する構造をもつ義肢である。○ プラスチック、木材、アルミニウムなどを用いて製作される。○ 外骨格義肢ともいう。
骨格構造義肢	<ul style="list-style-type: none">○ 人体の手足の構造と同様に、中心軸に沿ってパイプなどの骨格が通り、これで外力を支持し、外観の復元にはプラスチックフォームなどの軟材料の成形品をかぶせた構造をもつ義肢である。○ 骨格構造義肢はパイプ、継手などの部品が規格化され互換性を持ち、組み合わせが自由にできるため、モジュラー義肢と同義に使用されている。○ 内骨格構造義肢ともいう。

↓ 殻構造上腕義手(その他・装飾用)



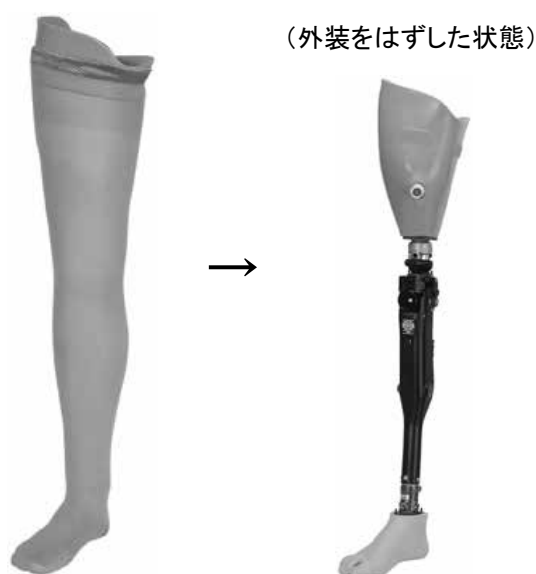
↓ 骨格構造上腕義手(その他・装飾用)



↓ 殻構造義足(股義足)



↓ 骨格構造義足(大腿義足・吸着式)



5 義手の分類

義手は、使用目的により能動式、電動式、その他(装飾用、作業用)に分類される。

能動式		<ul style="list-style-type: none"> ○ 主として上肢帯(肩甲、上腕部のこと)及び体幹の運動を、義手の制御のための力源に利用し、ケーブルを介して専用の継手、手先具を操作するような構造の義手。 ○ 自分の体の残存運動を利用して、コントロールケーブルを引っ張り、手先具(指に相当する機能を持つ先端部分をいう)の開閉や、肘継手の固定、遊動のコントロールができる。 ○ 手先部分が随意に開閉するもので、摘み動作が可能となる。 ○ この義手を有効に使うためにはコントロールケーブルシステムのチェック、装着後の訓練などが必要である。 ○ 切断者が職業・復帰をするためにはもっとも多く用いられる。
電動式		<ul style="list-style-type: none"> ○ 筋電式とも言う。電気によりモーターを動かし、手先具の開閉、肘の屈曲・伸展を行うことができる義手。 ○ 能動式と比べると、把持力は強いが重量があり操作は難しく、医療機関での訓練が必須である。
その他	装飾用	外観の復元を第一義的に考えた義手で、各関節に相当する部には他動的に可動する継手が組み入れられる。
	作業用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外観は考慮に入れずに、個々の作業(農耕、山林作業や工業関係の重作業)に適した手先具が交互に取り付けられる構造になっている義手である。 ○ 堅牢、軽量、取り外しが簡単でしかも取り付けられた手先具が任意の角度で確実に連結されることが大切である。

↓骨格構造上腕義手(その他・作業用)



↓殻構造上腕義手(能動式・フック型)



6 義手の構成要素

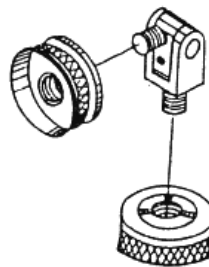
ソケット	断端を差し込んで、義手を身体に固定する部分。断端と義手との接触部分で重要な要素である。ソケットは、切断の部位や断端の状態に合わせて使用するソケットを選択する必要がある。
ソフトインサート	硬質のソケットが身体切断面にあって痛み・傷などの支障を生じるのを防ぐ目的で、中間に挿入する軟性のプラスチック、スポンジ、皮革を用いて断端全体を覆う内側のソケット。
支持部	義手のソケットと遠位部の継手又は継手部分間を結合し、外力を支持・伝達し、相互の距離を維持する部分。上腕部、前腕部に相当する重量を支える幹の部分である。
継手	身体の肩、肘、手、指関節部に相当する義手の関節部分。人体の関節運動を代償するために、屈曲・伸展・内転・外転・回旋などの運動が可能な構造を持つ。
外装	義手の外側を包んで美観上の外観を整える部品。
ハーネス	義手を懸垂し、上肢帯(肩周辺)の運動をケーブルの牽引力に変換する目的で肩・胸郭などに装着する装置。
手先具	身体の手の形に似せたハンド型と、機能を重視して鉤状の形にしたフック型がある。

○ 継手のいろいろ

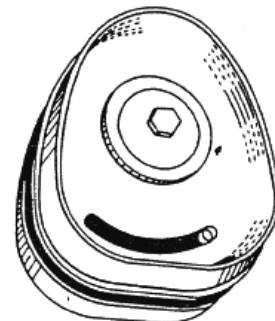
ア 肩継手



↑ 屈曲・外転式
肩関節の屈曲・伸展方向と外転・内転の2軸方向に動く継手



↑ ユニバーサル式
可動域を自由な方向に動く継手



↑ 隔板式
2枚合わせての板を軸方向に締めつけて屈曲、伸展方向に摩擦で制動する継手

イ 肘継手



↑ 能動短軸ブロック式
(肩、上腕義手用)



↑ 単軸ヒンジ式(能動式)
(肘離断、上腕義手長段端用)



↑ 倍動ヒンジ式
(前腕義手短段端用)



↑多軸ヒンジ式
(前腕義手用)



↑単軸ヒンジ式(手動式)※筋金式



↑単軸ヒンジ式(手動式)
(骨格用手動式肘継手
肩、上腕義手用)

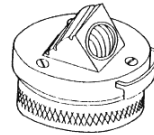
ウ 手継手



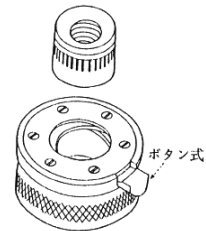
↑面摩擦式
手先具をねじ込みと摩擦により、適
当な角度で作業できる機構



↑軸摩擦式
コネクタを締めつけて手先
具の回転を制御する機構



↑屈曲式
手先具をねじ込み手先具を屈曲し
たり、屈曲位の固定ができる機構



↑迅速交換式
手先具の交換を迅速に
行える機構

○ 手先具のいろいろ



装飾用手先具



装飾用手先具(シリコングローブ)



・曲鉤(きょっこう)



・双嘴鉤(そうしこう)



・鉤持ち金具

↑作業用手先具



能動式ハンド



能動フック

↑能動式手先具

7 義足の分類

義足は、使用目的により常用、作業用の2種に分類される。

常用	日常生活において使用しうる機能と外観を備えた義足。
作業用	農耕作業、その他の重作業に適する義足であり、具体的には鉄脚を取り付けた義足で極めてまれにしか必要とされない。



↑ 殻構造大腿義足

8 義足の構成要素

ソケット	断端を差し込んで、義足を身体に固定する部分。断端と義足との接触部分で重要な要素である。ソケットは、切断の部位や断端の状態に合わせて使用するソケットを選択する必要がある。
ソフトインサート	硬質のソケットが身体切断面にあって痛み・傷などの支障を生じるのを防ぐ目的で、中間に挿入する軟性のプラスチック、スポンジ、皮革を用いて断端全体を覆う内側のソケット。
支持部	義足のソケットと遠位部の継手又は継手部分間を結合し、外力を支持・伝達し、相互の距離を維持する部分。大腿部、下腿部に相当する重量を支える幹の部分である。
継手	身体の股、膝、足関節部に相当する義足の関節部分。人体の関節運動を代償するために、屈曲・伸展・内転・外転・回旋などの運動が可能な構造を持つ。
外装	義足の外側を包んで美観上の外観を整える部品。
義足用懸垂部品	義足が断端部から脱落することを防ぐために取り付けられる装置。肩吊バンド、シレジアバンド、腰バンドなどがある。
足部	人の足関節、外観、機能を代償補填するもので、単軸足部、多軸足部、固定足部、SACH足部などがある。

ア 足継手及び足部

<p>SACH足部 (Solid Ankle Cussion Heel)</p>	 <p>木部 ベルト ヒールクッション</p>
<p>単軸足部</p>	 <p>前方バンパー 木部 後方バンパーゴム</p>
<p>多軸足部</p>	 <p>フットカバー J型スプリング (カーボン製) ウレタンコア 基底スプリング (カーボン製)</p>

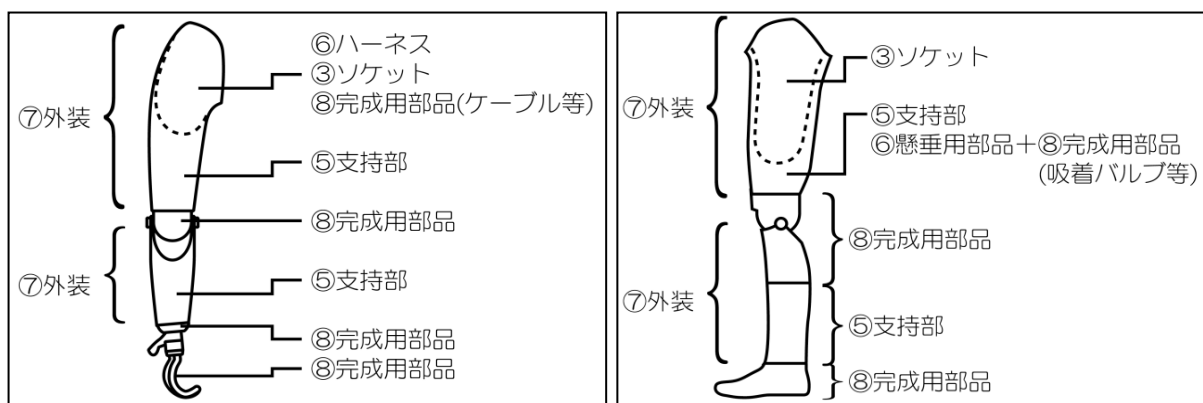
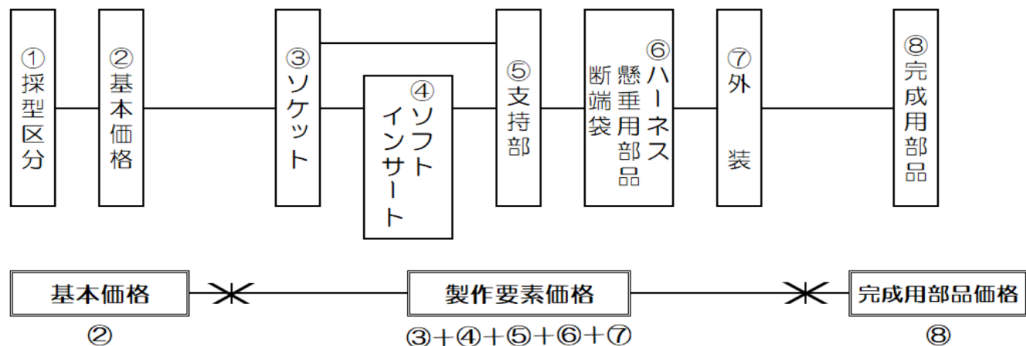
機械的な足継手はないが、踵がクッション材で出来ていて、荷重がかかると沈み、足継手の役割をはたす。軽量で活動的な足部であり、外装は軟質のプラスチックである。

単軸足部は、機械的継手で前後で動きを制限するバンパーがあり、踵部には、クッション材としてゴムが使用されている。安定性が良い。

底屈、背屈、内反、外反が出来る足部で、運動するときには便利である。

9 義肢の価格体系

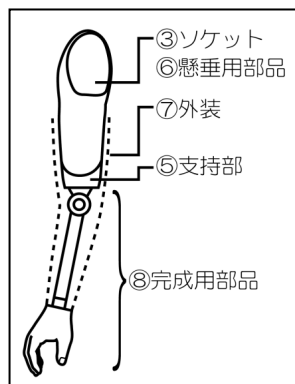
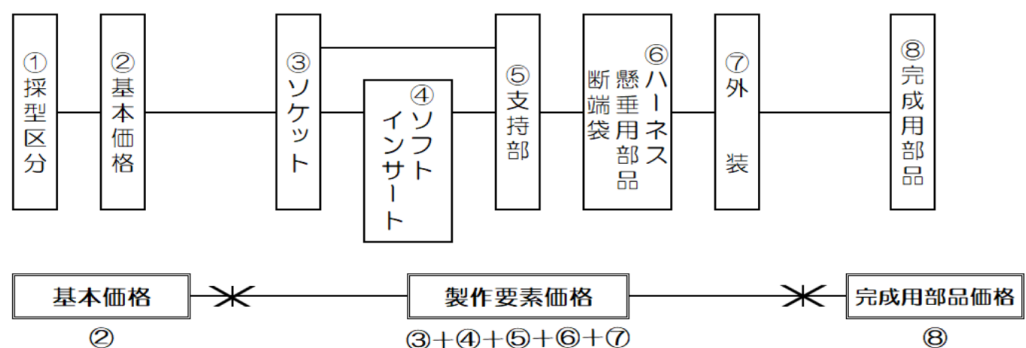
ア 殻構造



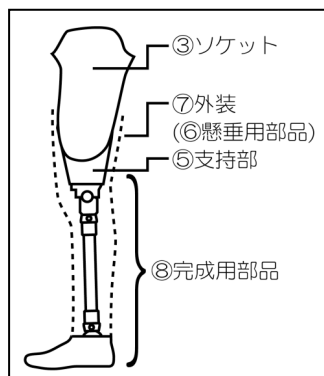
↑ 殻構造上腕義手の構成例

↑ 殻構造大腿義足の構成例

イ 骨格構造



↑ 骨格構造義手の構成例



↑ 骨格構造義足の構成例

(補装具費支給事務取扱要領より)

Ⅱ 義 手

1 義手の支給要件		
対象となる障がい	上肢機能障がい	
障がいの状態	上肢が切断された状態 上肢が欠損した状態(先天性)	
基本要件	上肢切断又は先天性の欠損があり、義手の装着により日常生活能力や作業能力の改善が図られる者	
	能動式	職場及び家庭で作業を行う者で、医療機関等において装着訓練を受けているか、受ける予定の者
	電動式	事前に専門の施設において装着訓練を受け、使用可能と判断された者
その他(装飾用)	基本要件を満たす者(外見を重視した義手)	
その他(作業用)	職場及び家庭で重作業を行う者	
備考	1 短断端若しくは長断端等により、標準断端の義手に対応できない場合、近位若しくは遠位の義手が処方される。 2 必要に応じて装飾用と作業用、若しくは装飾用と能動式の併給が可能である。 3 能動式について、ハンド型とフック型の併給はできない。(完成用部品の交換で対応) 4 作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。	

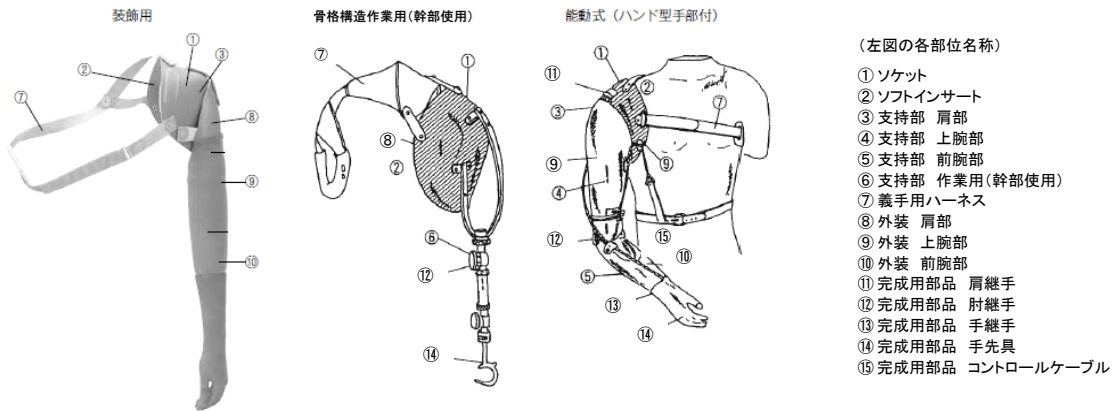
2 判定区分

判定区分 種 目	区 分	判定・判断機関及び方法			備 考
		センター	市町村 (意見書等)	市町村 (申請書等)	
義肢 (骨格構造)	要否判定 (判断)	新規	◎		
		再支給	◎		
		医学的所見を必要とする修理	◎		
		医学的所見を必要としない修理			●
	適合判定(確認)	◎		●	
義肢 (殻構造)	要否判定 (判断)	新規	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
		医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
		医学的所見を必要としない再支給・修理			●
	適合判定(確認)	◎ ○		●	要否判定(判断)の方法に準ずる

- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う

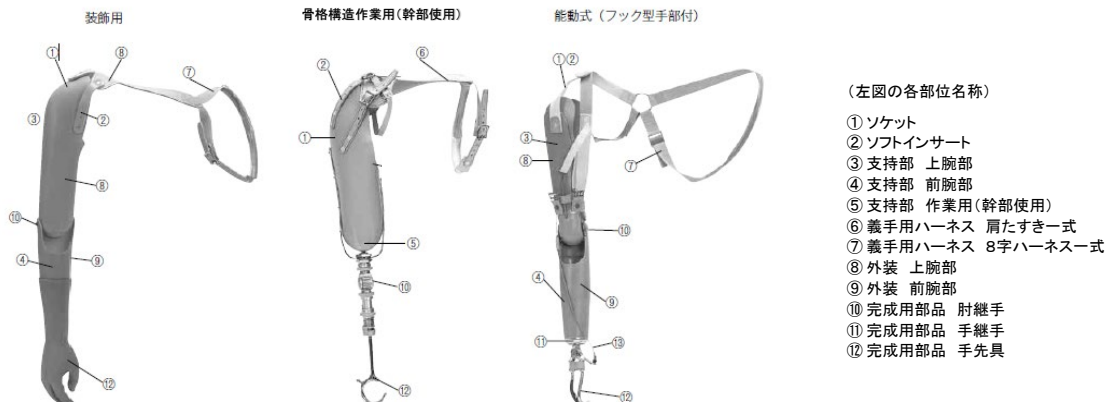
3 肩義手

基本要件	○ 肩甲胸郭間切断者 ○ 肩関節離断者			
適応例	○ 肩甲胸郭間切断、肩関節離断、上腕の極短断端切断者が適応となる。 ○ 切断肢の機能が廃用し義手の装着による機能の改善は希薄であるため、多くは装飾用が必要とされる。 ○ 重量や外観の観点から骨格構造義肢が適当である。 ○ 稀に使用目的により能動式、作業用が必要となる。			
義手の種類等	構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
	殻構造	A-1	① 能動式 ② 電動式 ③ その他(装飾用) ④ その他(作業用)	①3年 ②3年 ③4年 ④3年
	骨格構造	A-1	① 能動式 ② その他(装飾用) ③ その他(作業用)	—



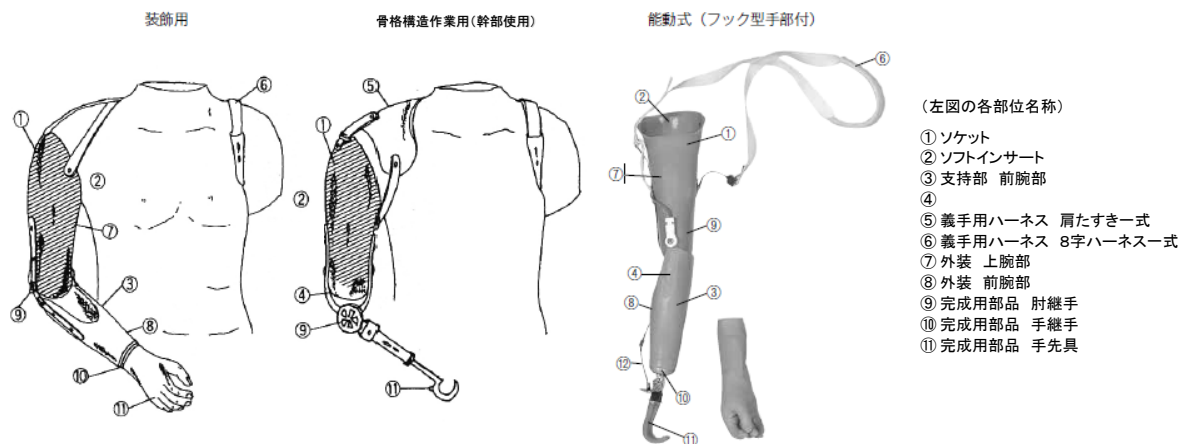
4 上腕義手

基本要件	上腕切断者			
適応例	○ 上腕切断者が適応となる。 ○ 切断肢の残存機能が少ないことにより義手装着による機能の改善は希薄である。このため、多くは装飾用が必要とされる。 ○ 重量や外観の観点から骨格構造義肢が適当である。 ○ 稀に使用目的により能動式、作業用が必要とされる。			
義手の種類等	構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
	殻構造	A-2	① 能動式 ② 電動式 ③ その他(装飾用) ④ その他(作業用)	①3年 ②3年 ③4年 ④3年
	骨格構造	A-2	① 能動式 ② その他(装飾用) ③ その他(作業用)	—



5 肘義手

基本要件	肘関節や肘関節の近位での切断者			
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肘関節離断者や肘関節近位での切断者が適用となる。 ○ 切断肢の残存機能がそれほど多くはないため、多くは装飾用が必要とされる。 ○ 骨格構造義肢はない。 ○ 稀に使用目的により能動式、作業用が必要とされる。 			
義手の種類等	構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
	殻構造	A-3	<ul style="list-style-type: none"> ① 能動式 ② 電動式 ③ その他(装飾用) ④ その他(作業用) 	
	骨格構造	A-3	<ul style="list-style-type: none"> ① 能動式 ② その他(装飾用) ③ その他(作業用) 	—



6 前腕義手

基本要件	○ 前腕切断者			
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前腕切断者が適応となる。 ○ 切断部位的に切断肢の残存機能が多く、義手装着により作業が容易になりやすいので、装飾用に加えて作業用も多く必要とされる。 ○ 使用目的により、稀に能動式が処方される。 ○ 骨格構造義肢は外見上のメリットはあるが、重量的には殻構造との違いはあまりない。 			
義手の種類等	構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
	殻構造	A-4	<ul style="list-style-type: none"> ① 能動式 ② 電動式 ③ その他(装飾用) ④ その他(作業用) 	
	骨格構造	A-4	<ul style="list-style-type: none"> ① 能動式 ② その他(装飾用) ③ その他(作業用) 	—



7 手義手				
基本要件	○ 手関節離断又は手根部を残した手部の切断者			
適応例	○ 手関節離断又は手根骨部を残した手部の切断者が適応となる。 ○ 多くは装飾用で使用目的により、稀に作業用が処方される。 ○ 手義手には骨格構造のものはない。			
義手の種類等	構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
	殻構造	A-5	① 能動式 ② 電動式 ③ その他(装飾用) ④ その他(作業用)	3年

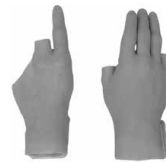


シリコングローブ



パッシブフィンガー

8 手部義手				
基本要件	○ 手根中手切断者			
適応例	○ 手根部又は一部の指が残存した手袋部の切断者が適応となる。 ○ ほとんどは装飾用であるが、把持動作を行うため、まれに作業用として処方されることもある。 ○ 手部義手には、骨格構造のものはない。			
義手の種類等	構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
	殻構造	A-6	① 能動式 ② 電動式 ③ その他(装飾用) ④ その他(作業用)	① 3年 ② 3年 ③ 1年 ④ 2年



9 手指義手				
基本要件	○ 手指切断者			
適応例	○ 基節骨を残した指の切断者が適応となる。 ○ 基節骨を残した指の切断者に処方され、ほとんどが装飾用である。 ○ 多くは装飾用で、使用目的により作業用が必要となる。 ○ 手指義手には、骨格構造のものはない。			
義手の種類等	構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
	殻構造	A-6 (多指) A-7 (1指)	① 能動式 ② その他(装飾用) ③ その他(作業用)	① 2年 ② 1年 ③ 2年



Ⅲ 義 足

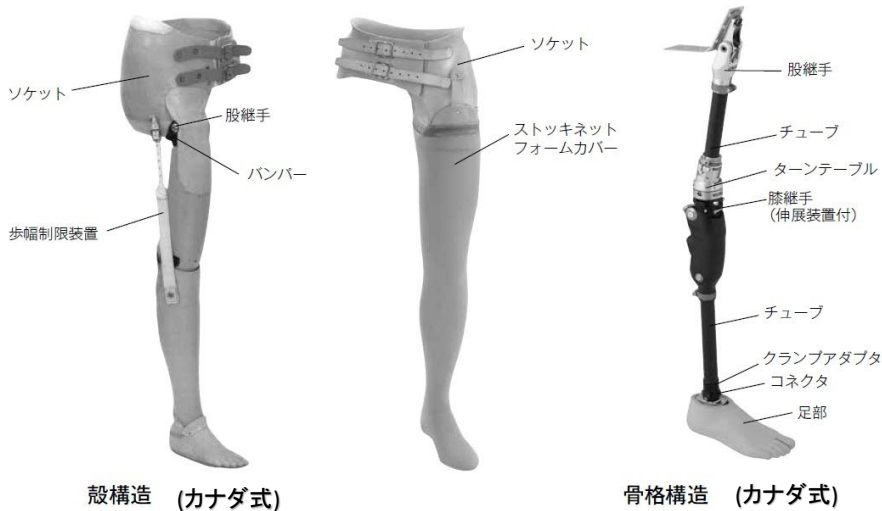
1 支給要件		
対象となる障がい	下肢機能障がい	
障がいの状態	下肢が切断された状態 下肢が欠損した状態(先天性)	
基本要件	下肢切断又は先天性の欠損があり、義足の装着により歩行能力や作業能力の改善が図られる者。	
	常用	基本要件を満たす者(日常生活で使う義足)
	作業用	特殊な作業をする者
備考	1 短断端若しくは長断端等により、標準断端の義足に対応できない場合、近位若しくは遠位の義足が処方される。 2 必要に応じて常用と作業用の併給が可能である。 3 作業の内容により鉄脚及びドリリング一足部の必要がない場合も作業用とみなす。 4 作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。	

2 判定区分

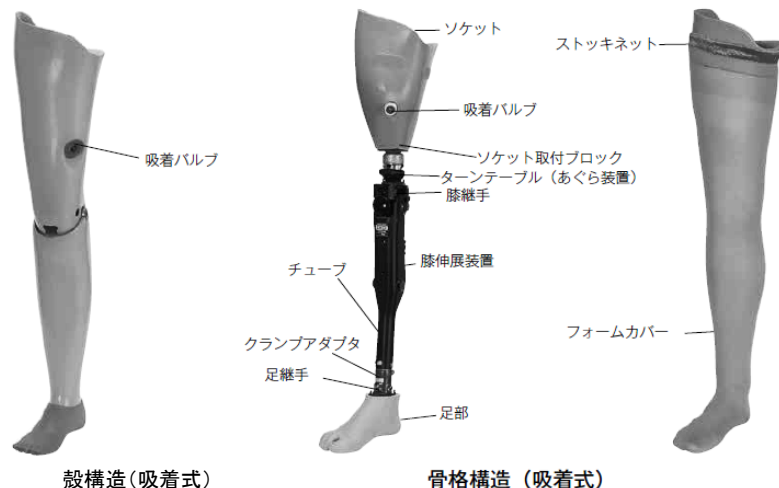
判定区分 種 目	区 分	判定・判断機関及び方法			備 考	
		センター	市町村 (意見書等)	市町村 (申請書等)		
義肢 (骨格構造)	要否判定 (判断)	新規	◎			
		再支給	◎			
		医学的所見を必要とする修理	◎			
		医学的所見を必要としない修理			●	
	適合判定(確認)	◎		●		
義肢 (殻構造)	要否判定 (判断)	新規	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書	
		医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書	
		医学的所見を必要としない再支給・修理			●	
		適合判定(確認)	◎ ○		●	要否判定(判断)の方法に準ずる

- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う

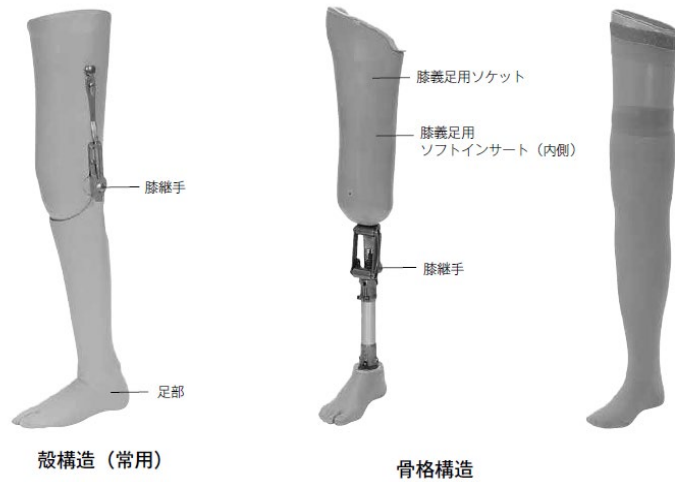
3 股義足				
基本要件	○ 骨盤切断者 ○ 股関節離断者			
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 片側骨盤切除、股関節離断、股関節近位の切断者が適応となる。 ○ 新規の切断者には義足を懸垂しやすく骨盤を包み込む形式のソケットであるカナディアン式が適応となる。 ○ カナダ式には骨格構造と殻構造があるが、外観や重量の面から骨格構造が適当である。 			
義足の種類等	構造区分	採型区分	型 式 等	耐用年数
	殻 構 造	B-1	—	4年
	骨 格 構 造	B-1	—	—



4 大腿義足				
基本要件	大腿切断者			
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大腿切断者が適応となる。 ○ 差込式は、肩吊带等の懸垂装置が必要となる。長年差込式を使用して他の形式に変更が出来ない者が適応となる。 ○ 吸着式は陰圧を利用して懸垂するため特別な場合を除き懸垂装置が不要となる。新規の切断者は、主に吸着式の適応となる。 ○ 断端部に癒痕があったり、筋の萎縮が著しく、骨の突出があるなど、十分な陰圧を利用出来ない者については、差込式の適応となる。 ○ 外観や重量の面から骨格構造が適当である。 ○ 作業用があるが、常用が使用されることが多い。 			
義足の種類等	構造区分	採型区分	型 式 等	耐用年数
	殻 構 造	B-2	① 差込式 ② ライナー式 ③ 吸着式	① 3年 ② 3年 ③ 5年
	骨 格 構 造	B-2	① 差込式 ② ライナー式 ③ 吸着式	—



5 膝義足				
基本要件	膝関節離断者			
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 膝関節離断、膝関節近位の切断者が適応となる。 ○ 基本的にソケットは差込式である。 ○ 殻構造と骨格構造があるが、外観的な面からは骨格構造が適当である。 ○ 常用と作業用があるが、常用が処方されることが多い。 			
義足の種類等	構造区分	採型区分	型 式 等	耐用年数
	殻 構 造	B-3	① 差込式 ② ライナー式 ③ 吸着式	① 3年 ② 3年 ③ 5年
	骨 格 構 造	B-3	① 差込式 ② ライナー式 ③ 吸着式	—



6 下腿義足				
基本要件	○ 下腿切断者			
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下腿切断者が適応となる。 ○ ソケットの形式としては、差込式、PTB式、PTS式、KBM式、TSB式がある。 ○ 差込式は長年差込式を使用して他の形式に変更ができない者が適応となり、新規の切断者には、ほとんど適応とならない。 断端の体重支持部に癒痕のある者や重作業をする者、極短断端の者については、新規の切断者でも適応となる。 ○ PTB式は多くの下腿切断者が適応となるが、膝関節の安定性に問題がある者や、短断端には不適である。 ○ PTS式は、短断端や膝関節の安定性に問題がある者に適している。 ○ KBM式は、短断端には適さないが膝関節の安定性のない者に適している。 ○ TSB式は、シリコンライナーで断端部を全面接触させ、ロックピンで接続する方式である。 ○ TSB式は他の方式より懸垂力が強く、感覚のフィードバックが良いため主流となりつつある。 			
義足の種類等	構造区分	採型区分	型 式 等	耐用年数
	殻 構 造	B-4	①差込式 ②PTB式 ③PTS式 ④KBM式 ⑤TSB式	2年
	骨 格 構 造	B-4	①差込式 ②PTB式 ③PTS式 ④KBM式 ⑤TSB式	—



7 サイム義足

基本要件	○ 足関節離断者			
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 足関節離断(サイム切断)等の者が適応となる。 ○ 下端部に骨の膨盛があるため、装着できるようにソケットの一部に窓を開けている有窓式である。 ○ 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準では、下腿義足に含まれる。 ○ 骨格構造もあるが、外観・重量とも殻構造との違いはない。 ○ 作業用があるが、常用が使用されることが多い。 			
義足の種類等	構造区分	採型区分	型 式 等	耐用年数
	殻 構 造	B-5	① 差込式 ② 有窓式	2年
	骨 格 構 造	B-5	① 差込式 ② 有窓式	—



8 足根中足義足

基本要件	足根中足切断者(ポイド切断及びピロゴフ切断を含む)			
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ ショパール切断、リスフラン切断、中足骨部切断等、踵から前足部にかけての切断者が適応になる。 ○ 形式としては足袋式と下腿部支持式がある。 ○ 骨格構造のもの及び作業用ものはない。 			
義足の種類等	構造区分	採型区分	型 式 等	耐用年数
	殻 構 造	B-6	①足袋式 ②下腿部支持式	①1年 ②2年



↑ 下腿部支持式



↑ 足袋式

9 足趾義足

基本要件	足指切断者					
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 足指切断者が適応となる。 ○ 足指切断者が適応となる。 ○ 骨格構造のもの及び作業用ものはない。 					
義足の種類等	構造区分	採型区分	型	式	等	耐用年数
	殻構造	B-7				1年



IV 下肢装具

1 総論

(1) 下肢装具とは

立位保持(関節固定)、拘縮、変形の予防及び矯正、不随意運動の抑制、体重の支持及び免荷を目的として下肢に用いる装具

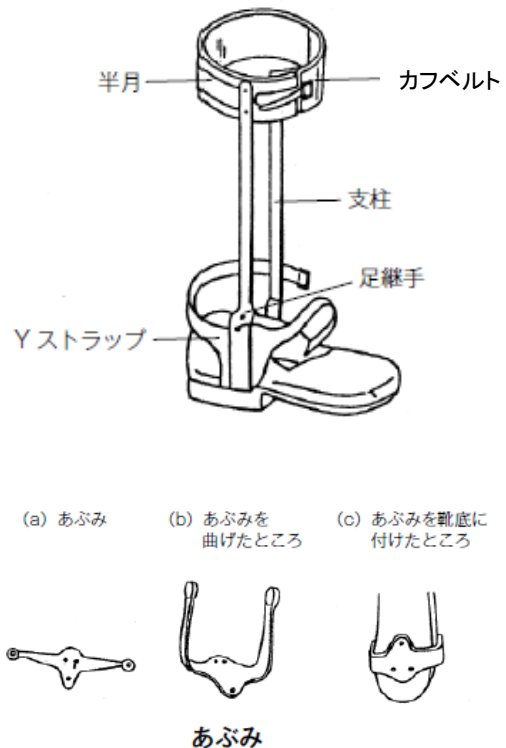
対象となる障がい	下肢機能障がい 3級以上の体幹機能障がい
障がいの状態	下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態

(2) 下肢装具の特徴

	金属製下肢装具	プラスチック製下肢装具
利点	<ul style="list-style-type: none"> ① 強度が大で破損しにくい ② 継手に種々のものがあり、背屈・底屈可動域を容易にコントロールできる ③ ストラップやパッドによる内・外反変形の矯正がしやすい ④ 仮合わせや完成時の修正、破損時の修理、部分的交換が比較的容易 ⑤ 通気性が良好 	<ul style="list-style-type: none"> ① 軽量 ② 外見がよい ③ 清潔で汚れにくい ④ 錆びない ⑤ 使用時の雑音がない ⑥ 正確な形が得られやすい ⑦ 可撓性があり強靱でもある ⑧ 加熱により形の調整がある程度可能 ⑨ 装具の上から靴が履きやすい
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ① 重い ② 外見が悪い ③ 金属が錆びたり、皮革が不潔になったりする ④ 使用中に足継手及びあぶみが摩耗して底・背屈角度が変化することがある ⑤ 使用時に雑音が生ずることもある 	<ul style="list-style-type: none"> ① 継手部の耐久性に問題あり ② 破損した場合の修理が困難 ③ 採型時の肢位が重要で製作後に角度の調整がしにくい ④ 製作技術高度、設備を要す ⑤ 汗を通さず通気性の悪いものが多い ⑥ 褥瘡や擦り傷を作ることもある ⑦ 股継手・膝継手に満足できるものがまだない

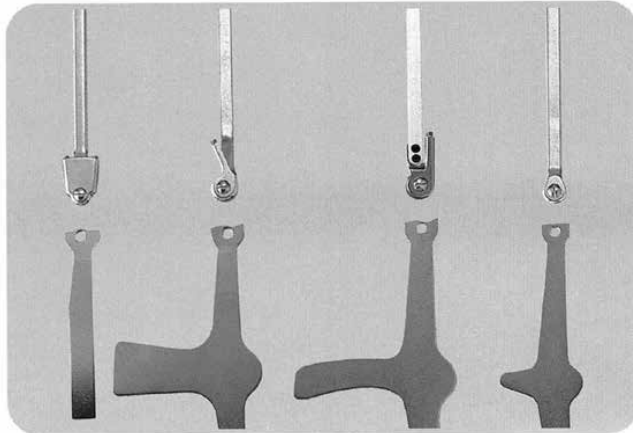
(3) 下肢装具に使われる主な部品・付属品

支柱	下肢装具を構造上指示するもので、両側支柱、片側支柱、らせん状支柱、後方板ばね支柱などがある。材料としては高カルミニウム合金、プラスチックなどがある。
半月	下肢装具の支柱に取り付け、下肢の後面又は前面を半周する半円筒状の帯板部品。装具を肢体に固定するとともに、支柱の位置決め機能を持ち、装具の強度も高める。
カフベルト	上肢又は下肢の一部を一周するように被覆する部品で皮革などで作られる帯状のもの。
あぶみ	足部又は靴と装具とを連結するもので、両側支柱の足継手以下の部分がついている。
継手	各関節の動きを代償し、制御するものであるが、多くの種類があるので、目的に応じて最も適したものを選択する必要がある。



○ 足継手の機能と適応

種	類	機	能	適	応
遊動式		背屈・底屈フリー 内がえし・外がえしはストップ		足の側方不安定(内反足・外反足傾向などに)	
制御式 (制限付)	底屈制御付	背屈フリー、底屈ストップ 内がえし・外がえしはストップ		背屈筋力低下(下垂足など)、底屈筋痙縮、反張膝	
	背屈制御付	底屈フリー、背屈ストップ 内がえし・外がえしはストップ		底屈筋力低下(脛骨神経麻痺など)、背屈筋痙縮、膝折れ	
	背・底屈制御付 (含固定)	背屈と底屈を制御またはストップ 内がえし・外がえしはストップ		足関節周囲筋の高度の筋力低下、関節不安定、足関節の安静・固定が必要な場合	
	背・底屈制御付、 調節式	背屈・底屈の運動制限の程度を簡単に調節できる。内がえし・外がえしはストップ		背屈・底屈筋力や膝伸展筋力が変化しつつある時期	
制御式 (補助付)	背屈補助付 (クレンザック)	底屈をばねで制御し、背屈を補助 (ばねの強さは調節式が多い)		背屈筋力低下(下垂足など)	
	底屈補助付 (逆クレンザック)	背屈をばねで制御し、底屈を補助 (ばねの強さは調節式が多い)		底屈筋力低下(脛骨神経麻痺など)	
	背・底屈補助付 (ダブルクレンザック)	背屈・底屈運動をそれぞればねで補助する (ばねの強さは調節式が多い)		足関節周囲筋の筋力低下	
たわみ継手 (プラスチック短下肢装具の足継手)		背屈・底屈運動を弾力的に制御する 側方への運動はほぼストップ		足関節周囲筋の筋力低下、関節不安定	



↑ダブルクレンザック ↑クレンザック ↑遊動式

○ 膝継手の機能と適応

種	類	機	能	適	応
①	伸展制限付	屈曲はフリー 過伸展はストップ		関節側方不安定(内反・外反膝傾向など) 反張膝	
②	伸展制限付・輪止め式	膝伸展位でストップ 輪止めを上げると屈曲フリー		歩行時の膝折れ、著明な関節不安定、膝関節の安静・固定が必要な場合	
③	伸展制限付・スイスロック式	膝伸展位でストップ 膝部後方レバーを上げると屈曲フリー		歩行時の膝折れ(対麻痺などで両側装具と杖を用いている場合など)	
④	伸展制限付・オフセット式	屈曲はフリー 過伸展はストップ		膝伸筋麻痺(膝折れが起こりにくい)	
⑤	ダイヤルロック (ファンロック)	関節運動の一方向をストップし、他方向はフリー。ストップ角度調節可能		関節の屈曲拘縮又は伸展拘縮の改善	
⑥	多軸式継手	屈曲・伸展運動が生理的運動に近似する		膝関節を深く屈曲する必要がある場合	



↑輪止め式



↑オフセット式



↑スイスロック式



↑ダイヤルロック

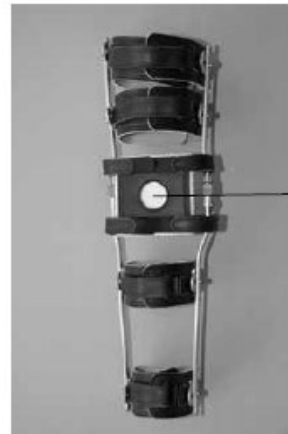
○ 股継手の機能と適応

種 類	機 能	適 応
①遊動式	屈曲・伸展ともフリー 内・外転、内・外旋はストップ	股関節内転筋や外転筋の筋力アンバランス、関節側方不安定
②伸展制限付・輪止め式	股関節のすべての運動はストップ 輪止めを上げると屈曲はフリー	股関節周囲筋の高度の筋力低下、関節不安定、股関節の安静・固定が必要な場合
③外転蝶番継手付	屈曲・伸展、外転はフリー 内転、内・外旋はストップ	股関節内転筋が外転筋より強い、内転筋痙縮、はさみ肢位

(4) その他の加算要素



↑ 膝サポーター(支柱なし)



↑ 膝当て

膝の変形や屈曲拘縮等を改善するもの。

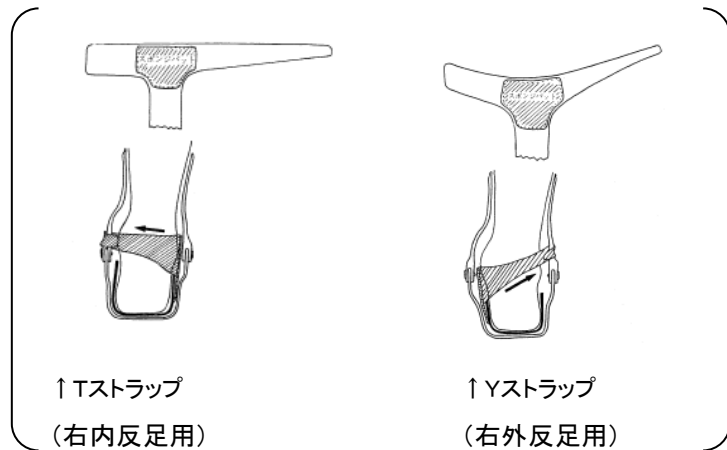


↑ ストラップ

足関節の内反、外反変形を矯正する目的で支柱に向かって引きよせる帯状のもの

○ 内反足用→Tストラップ

○ 外反足用→Yストラップ





↑ターンバックル(膝関節伸展装置)
 関節可動範囲を調節するもので、
 関節拘縮の改善等に用いる。



↑ダイヤルロック(膝関節伸展装置)
 円盤状をなし、固定ねじなどにより
 可動範囲を制限するもの。



↑補高足部
 著しい下肢の短縮による
 脚長差を補正するために用いる。

(5) 下肢装具の判定区分

区分	判定・判断機関及び方法			備考
	センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)	
要否判定 (判断)	新規	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要としない再支給・修理			●
適合判定(確認)	◎ ○		●	要否判定(判断)の方法に準ずる

◎…センターが相談会で判定 ○…センター又は市町村が意見書で判定(判断) ●…市町村が申請書等で判断

2 股装具

基本要件	股関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者		
適応例	股関節の安定性が不良で、運動制限しなければならない者が適応となる。		
用具の説明	骨盤から大腿部に及ぶ構造をもち、股関節の運動を制御する装具。		
	基 本 構 造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルで成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含むこと。	3年
	B フレーム	仙腸支持部が金属枠で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの。	
	C 軟性	軟性材料を主材料としたもので、仙腸支持部は板ばねで補強されているもの。	2年
D ツイスター	仙腸支持部あるいは大腿部と足部を連結し、下肢の内外旋を制御するもの。	①軟性 2年 ②鋼索 3年	



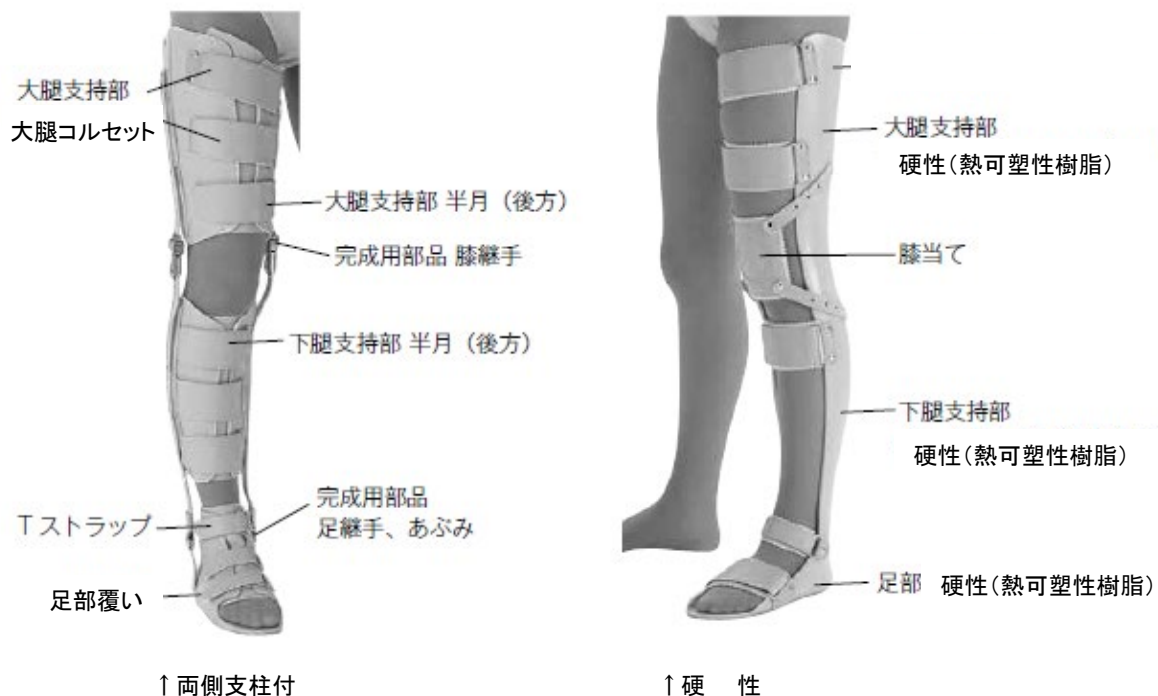
↑ 股装具(硬性)



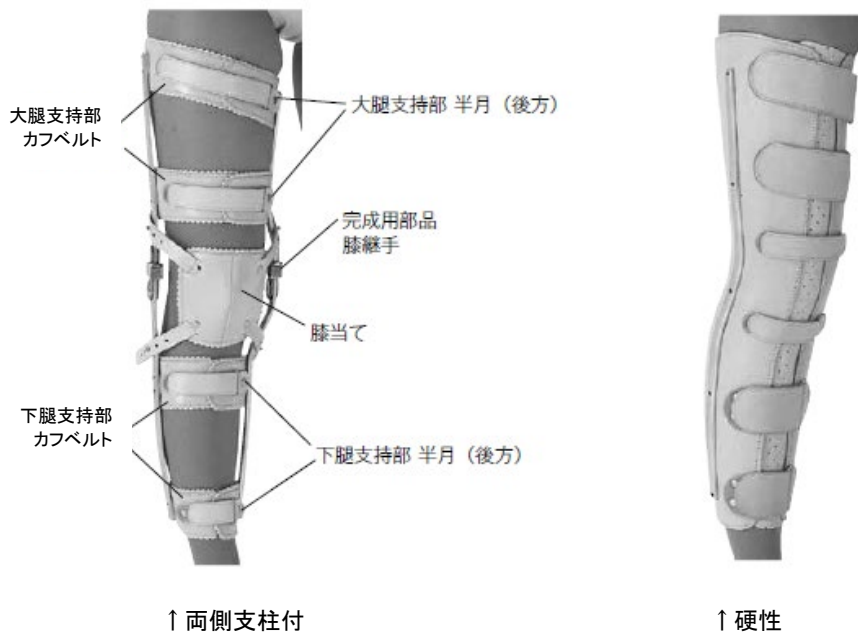
↑ ツイスター(鋼索)

3 長下肢装具

基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 膝関節、足関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 ○ 膝関節、足関節に加え、股関節にも異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 ○ 股関節、大腿骨、膝関節の何れかに異常があるため、下肢への体重負荷が難しい者 		
適応例	ポリオ、脊髄損傷等で下肢による支持性をほとんどなくした者が適応となる。		
用具の説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大腿上部より足底に及ぶ構造をもち、膝関節と足関節との運動を制御する装具 ○ long leg brace の頭文字をとってLLBと省略することもある。ISOではKAFOと呼ばれる。 ○ 大腿支持部が、金属支柱かプラスチック支柱かによって、2種類に大別される。 		
	基本構造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	3年
	B 両側支柱付	下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの。	
C 片側支柱付	下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの。		
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○ 膝の屈曲拘縮や伸展拘縮ではダイアルロックやファンロックが取り付けられる。 ○ 膝関節の側方不安定や外反膝、内反膝の場合は、側方金属支柱に対し、膝ストラップや膝パッドを取り付けて矯正を行う。 ○ 坐骨支持長下肢装具 <ol style="list-style-type: none"> 1 長下肢装具のうち坐骨結節で体重を支持するもの。現在はほとんど四辺形ソケット式に製作されている。 2 本装具はソケット部をプラスチックとし、両側金属支柱、歩行あぶみ付きのものが多く製作されている。 3 膝継手は遊動にすると歩行しにくく、免荷度も低下する恐れがあるので、輪止めとすることが多い 		



4 膝装具			
基本要件	膝関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者		
適応例	膝関節の動揺、膝反張のある者が適応となる。		
用具の説明	大腿部から下腿部に及ぶ構造をもち、膝関節の運動を制御する装具		
	基 本 構 造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	3年
	B 両側支柱付	下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの。	
	C 片側支柱付	下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの。	
D 軟性	軟性材料を主材料としたもの。	2年	
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○ 膝伸展筋力低下では継手に輪止めを付けて、ロック状態で歩行させる。 ○ 内反膝や外反膝変形に対しては、矯正用ストラップやパッドを付加する ○ 膝関節の屈曲拘縮や伸展拘縮に対しては、膝継手にダイヤルロックやファンロックを取り付けたり、膝当てや膝窩部押さえを付加する。 ○ 膝伸展補助装置を膝継手に組み込んで歩行時の膝折れを防ぐこともある。 		



5 短下肢装具

基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 足関節、足部に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 ○ 下腿骨に異常があり、下腿への体重負荷が難しい者 		
適応例	脳血管障がい、ポリオ、脊髄損傷等で足関節の支持性が低下している者等が適応となる。		
用具の説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下腿部から足底に及ぶ構造をもち、足関節の運動を制御する装具である。 ○ short leg brace の頭文字をとってSLBと省略する。ISOではAFOと呼ばれる。 ○ 下腿支持部が、金属支柱かプラスチック支柱によって2種類に大別される。 		
	基 本 構 造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	①支柱あり 3年 ②支柱なし 1.5年
	B 両側支柱付	下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を連結する一つ以上の半月をもつもの。	3年
	C 片側支柱付	下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの。	
	D 後方支柱付	下肢の長軸に沿って後方に支柱をもつもの。	
E 軟性	軟性材料を主材料としたもの。	2年	
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○ 顆上部型プラスチック、両側支柱短下肢装具(NYU型)及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具に含まれる。 ○ 金属支柱付短下肢装具 <ol style="list-style-type: none"> 1 金属支柱を使うために、変形矯正に有利で、瘻性が強くても足部の保持が可能である。 2 靴型装具を取り付けられるので、足部の著明な変形や拘縮の矯正を行ったり、足部を安定化することができる。 ○ プラスチック短下肢装具 <ol style="list-style-type: none"> 1 軽量で外見がよいことから、金属支柱付きに代わって処方されることが多くなっている。 2 足関節固定の程度によって、硬性(rigid)タイプと可撓性(flexible)タイプの2種類に大別される。 3 支持部の位置によって、後方支柱、前方支柱、側方支柱、らせん柱などさまざまなものが実用化されている。 		



↑ 両側支柱付(金属支柱)

↑ 硬性(プラスチック継手)

6 足装具		
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 足部に変形、痛みなどがある者 ○ 足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢のアライメント不良の者 ○ 下肢に短縮がある者 	
適応例	脳性麻痺などで足部の変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり下肢のアライメント不良の者等が適応となる。	
用具の説明	足部に装着する装具であって、靴型装具を除く以下のもの。	
	基 本 構 造	
	A 足底装具	足アーチの支持、足部変形の防止及び矯正等を目的とするもの。内側楔及び外側楔に加え、除圧及び脚長差の補正のための補高も含まれること。
	B Denis-Browne型	両側の足部をバーによって連結した装具で、内反足の児童に用いるもの。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴型装具の中に入れて用いられる場合は、足底装具として加えることができない。 ○ 踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 		



V 靴型装具










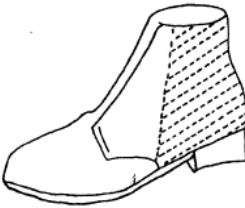



1 靴型装具とは

足部を覆う装具で、内反・外反扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対応し、疼痛や圧力集中の軽減を図ったり、障がいが目立たぬように補正する。靴及び靴に類似したものをいう。

対象となる障がい	下肢機能障がい 体幹機能障がい(3級以上)
障がいの状態	下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態

2 靴型装具の用語等

整形靴	標準木型に、皮革等で修正して作られたもので、整形外科疾患用として作られる。
特殊靴	陽性モデルから製作した特殊木型を用いて作られたもの。
アッパー	靴の底部より上の甲部を覆う部分の総称。
月型	アッパーの型くずれを防ぎ、ヒールを固定するために靴後部かかと部位の立ち上がりの表革と裏革の間へ挿入する補強材。
靴の補高	脚長差を補うためにヒール(かかと)又は靴底の厚さを増すこと。
ヒールの補正	<p>ヒール: 靴のヒール・シート部の下に取り付けた支えで、所定の高さをもつ。ヒールの補正の主なものは以下のとおり。</p>

<p>足底の補正</p>	 <p>①内側ソール・ウェッジ</p>  <p>②外側ソール・ウェッジ</p>  <p>③メタルザル・バー</p>  <p>④デンバー・バー</p>  <p>⑤メイヨー半月・バー</p>	 <p>⑥トーマス・バー</p>  <p>⑦ハウザー・バー</p>  <p>⑧ロッカー・バー</p>  <p>⑨蝶型ふみ返し</p>
<p>月型の延長</p>	<p>月型を足底より近位(靴のトップライン)に延長する。尖足の矯正に有効</p>	
<p>スチールバネ入り</p>	<p>アッパーの内部に焼入りリボンを足底より近位に延長する。尖足の矯正に有効</p>	
<p>足背バンド</p>	<p>足背及び内外を押さえるバンド。</p>	
<p>トゥボックス補強</p>	<p>靴の先部の表革と裏革の間に挿入してアッパーの先端部を保護するもので、皮革及び樹脂等で補強したもの。</p>	

3 支給要件等

基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 足関節、足部に異常運動、筋力低下、変形、痛み等があり靴型装具によって改善される者 ○ 足関節、足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者 ○ 下肢に短縮がある者 	
適応例	脳性麻痺による足部の変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり、下肢のアライメントが不良の者、リウマチによる疼痛がある者等が適応となる。	
用具の説明	基	構造
	医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とする。	
	A 長靴	下腿の上部に及ぶもの
	B 半長靴（編上靴）	側革が果部より高いもの
	C チャッカ靴	側革が果部に及ぶもの
	D 短靴	側革が果部より低いもの
		耐用年数
		1.5年
	① 靴型装具の要素 整形靴 → 陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの 矯正靴 → 内・外反足の矯正用 ② 靴型装具の中に入れて用いられる足底装具は、靴型装具に加えることができないこと。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 装具の上から装用する靴型装具は患足の靴型装具として処方される。 ○ 患足の尖足補正等の結果、健足に大幅な仮性短縮が生じて2cmを超える補高が必要になった場合は、健足側も患足の靴型装具として処方される。 ○ 長靴の靴型装具は、障がいの状況や職業上必要とされる場合などに処方され、単に装飾の目的などの場合は除かれる。 	

長靴



半長靴



チャッカ靴



短靴



4 靴型装具の判定区分

区 分		判定・判断機関及び方法			備 考
		センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)	
要否判定 (判断)	新規	◎ ○			原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○			原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要としない再支給・修理			●	
適合判定(確認)		◎ ○		●	要否判定(判断)の方法に準ずる

◎…センターが相談会で判定 ○…センター又は市町村が意見書で判定(判断) ●…市町村が申請書等で判断

Ⅵ 体幹装具

1 体幹装具とは

障がい部位の固定又は保持、体幹の変形の防止・矯正、不随意運動の抑制を目的として体幹に用いる装具。

対象となる障がい	体幹機能障がい
障がいの状態	体幹に筋力低下や変形拘縮があり、座位又は歩行が困難な状況

2 体幹装具の判定区分

区 分	判定・判断機関及び方法			備 考
	センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)	
要否判定 (判断)	新規	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要としない再支給・修理			●
適合判定(確認)	◎ ○		●	要否判定(判断)の方法に準ずる

- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う

3 頸椎装具

基本要件	頸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者		
適応例	カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者が適応となる。		
用具の説明	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とする、頸椎の動きを制限する装具である。		耐用年数
	基 本 構 造		
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。ただし、頸椎カラーを除く。	2年
	B フレーム	主に金属で作られているもの。	3年
	C カラー	頸部のみを全周覆うもの。	2年
	D 斜頸矯正用枕	斜頸の矯正に用いる枕で、児童に限ること。	目安1年
※ 高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。			
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金属支柱付き 数本の金属支柱を頭の前後に立てた装具。支柱の高さ調節により頸椎の屈曲伸展の角度を調節する。頸椎の屈曲伸展の角度とともに、頸椎の回旋運動、側屈の制限、頭の重量の頸椎への負担の軽減及び頸椎の牽引が可能である。支柱の長さを調節することができるので望ましいアライメントや牽引の程度を選択できる特徴を持つ。 ○ 頸椎カラー 頸椎部を取り囲み頸椎部の運動を制限(前屈を制限)するとともに、頭の重量の頸椎への負担を軽減する。 ○ 頸椎装具 硬性 頸部の完全な固定や免荷を必要とするときに、陽性モールド上でモールドして製作される。 		



↑フレーム



↑カラー(あご受がないもの)



↑硬性

4 胸腰仙椎装具

基本要件	上部腰椎又は胸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者		
適応例	カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者が適応となる。		
用具の説明	骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の動きを制限する装具である。		
	基本構造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれる。	2年
	B フレーム	主に金属で作られているもの。	3年
C 軟性	軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの。	1.5年	
解説	<p>◆ テーラー型</p> <p>① 上部腰椎から胸椎部を支持する脊椎装具の代表的なもの。</p> <p>② 後方に金属支柱があり、肩を固定する紐を付け、前面を軟性とした装具で、前屈と後屈を制限する。</p> <p>◆ ジュエツト型</p> <p>① 胸骨部と恥骨上部に対して前方から、胸腰椎部に対して後方から力を加えて前屈を制限し、後屈を可能にしたもの。</p> <p>② 後方パッドにより後彎矯正を図る装具であり、後方パッドと胸骨パッド、恥骨パッドの3点固定からなる装具である。</p> <p>◆ ナイト・テーラー型</p> <p>① ナイト型装具の後方支柱を上方に伸ばし、肩を固定する紐をつけ、前面を軟性とした装具である。</p> <p>② 前屈、後屈及び側屈を制限する。</p> <p>◆ スタインドラー型</p> <p>① 体幹の輪郭に合わせて金属枠で作った硬性の装具で、胸椎装具の中で最も固定力がある。</p> <p>② 前屈、後屈、側屈及び回旋を制限する。</p>		



↑フレーム



↑硬性



↑軟性

5 腰仙椎装具

基本要件	下部腰椎、腰仙関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者		
適応例	カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者が適応となる。		
用具の説明	骨盤から腰部に及び、腰椎と仙腸関節の動きを制限する装具である。		
	基 本 構 造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	2年
	B フレーム	○ナイトブレイスは、フレーム型腰仙椎装具に含まれること。 ○ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、フレーム型腰仙椎装具・腰部継手付に含まれること。	3年
C 軟性	○軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの。一般にコルセットと呼ばれる。 ○腹腔内圧を上昇させることにより、椎体と脊椎間板の付加を減少させるものである。	1.5年	
解説	<p>① ナイト型(ナイトブレイス)</p> <ul style="list-style-type: none"> -1 2本の強固な後方支柱と側方支柱、骨盤帯、胸椎バンドからなる -2 腰部疾患に対する脊椎装具の代表的なもの。典型的な逆T字型の構造をもっている。 -3 背部が金属枠製で前部が軟性なので半硬性装具ともいわれる。 -4 腰椎の伸展、屈曲、側屈及び回旋の制限、腹圧による体重の支持、腰椎前彎の軽減をはかる。 -5 腰部椎間板ヘルニア、変形脊椎症等の腰仙椎疾患に用いられる。 <p>② ウイリアムス型 金属枠腰仙椎装具・腰部継手付に含まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> -1 骨盤帯、胸椎バンドと側方支柱、後側方支柱からなる、後屈と側屈を制限し、前屈を可能にするもの。 -2 腰椎前彎をきたす疾病、脊椎分離症などに用いられる。 		



↑フレーム



↑硬性



↑軟性

6 仙腸装具

基本要件	仙腸関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者		
適応例	カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者が適応となる。		
用具の説明	骨盤を包み、仙腸関節の動きを制限する装具		
	基本構造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	2年
	B フレーム	主に金属で作られているもの。	3年
	C 軟性	軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの。	1.5年
D 骨盤帯	骨盤を带状に一周するもの。	2年	



↑フレーム



↑硬性



↑軟性

7 側弯症装具

基本要件	脊柱に側弯変形がある者		
適応例	脊柱に側弯変形がある者が適応となる。		
用具の説明	側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。		
	基本構造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	1年
	B フレーム	主に金属で作られているもの。	2年
	C 軟性	軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの。	1年
解説	◆ ミルウォーキー型 側弯を、垂直方向の牽引力と側方からの圧迫力により矯正しようとする装具である。		



↑ミルウォーキーブレイス



↑頭部に及ばないもの(アンダーアームブレス)

Ⅶ 上肢装具

1 上肢装具とは

機能を失った筋又は起動力の代用、弱い筋又は関節の補助、固定・保持及び矯正、牽引を目的として上肢に用いる装具。

対象となる障がい	上肢機能障がい
障がいの状態	上肢に筋力低下や変形拘縮がある状態

2 上肢装具の判定区分

区 分	判定・判断機関及び方法			備 考
	センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)	
要否判定 (判断)	新規	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要としない再支給・修理			●
適合判定(確認)	◎ ○		●	要否判定(判断)の方法に準ずる

- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う

3 肩装具			
基本要件	肩関節に筋力低下、変形などがある者		
適応例	ポリオ、靭帯損傷等で肩関節に筋力低下、変形などが生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となる。		
用具の説明	基本構造		耐用年数
	肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。		3年
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	
	B フレーム	体幹の部分が主に金属で作られているもの。	
	C 軟性	軟性材料を主材料にしたもの。	
通常、肩関節外転70～90°、肘関節約90°屈曲位で上肢を保持し、下部は骨盤で支持する。			



↑フレーム

4 肘装具			
基本要件	肘関節に筋力低下、変形などがある者		
適応例	ポリオ、靭帯損傷等で肘関節に筋力低下、変形などが生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となる。		
用具の説明	基本構造		耐用年数
	上腕から前腕に及ぶもの		3年
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	
	B 両側支柱付	上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、上腕部と前腕部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの。	
	C 軟性	軟性材料を主材料としたもの。	
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関節拘縮・筋力低下・関節不安定及び機能的肢位の保持などの目的で用いる。通常両側支柱をとる。 ○ 肘継手は、単軸継手がかもつともよく用いられる。 ○ 変形矯正(屈曲拘縮・伸展拘縮)には、拘縮改善方向にのみ可動性があり、悪化の方向への動きを制限させる作用をもったダイヤルロック式継手を用いる。 		



↑両側支柱付

5 手関節装具

基本要件	手関節、手指に筋力低下、変形などがあるもの		
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 脳血管障がい、神経損傷、慢性関節リウマチ等で手関節に変形や麻痺、拘縮のある者等が適応となる。 ○ 手関節の安定性が低い場合に使用される。 		
用具の説明	前腕部から手部に及ぶ装具の総称で、種類としては手背屈装具、長対立装具、把持装具などが含まれる。		
	基 本 構 造		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。	3年
	B 両側支柱付	上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部において両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの。	
	C 片側支柱付	上肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの。	
	D 掌側(背側)支柱付	上肢の掌側又は背側の長軸に沿った支柱をもつもの。	
E 軟性	軟性材料を主材料にしたもの。		



↑ 長対立装具(ランチョ型)



↑ 把持装具(手関節駆動型)

6 手装具

基本要件	MP関節過伸展、屈曲拘縮などがあるもの。母指に筋力低下、変形があるもの。		
適応例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 脳血管障がい、神経損傷、リウマチ等でMP関節の変形、運動性が低い者等が適応となる。 ○ 母指に筋力低下、変形などがある者で、手関節の安定性が高い場合に使用される。 		
用具の説明	手部に装着する装具であって、短対立装具及びCM関節装具を含み、指装具を除くもの。		
	基 本 構 造 等		耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。	3年
	B フレーム	金属を主材料にしたもの。	
	C 軟性	軟性材料を主材料にしたもの。	



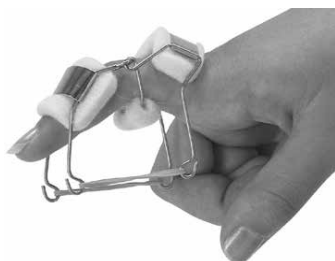
↑ 短対立装具(ランチョ型)



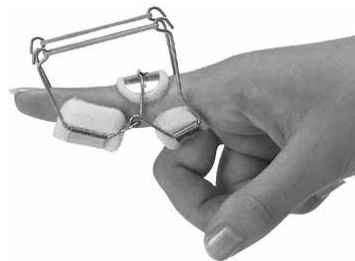
↑ MP屈曲装具(ナックルバンダー)

指伸展補助付

7 指装具			
基本要件	指のDI、PIP関節に過伸展、伸展拘縮あるいは屈曲拘縮があるもの。		
適応例	靭帯損傷、慢性関節リウマチ等により、指関節の筋力低下や変形が生じ、関節の安全性や運動性に欠ける者等が適応となる。		
用具の説明	手部に装着する装具であって、短対立装具及びCM関節装具を含み、指装具を除くもの。		
		基 本 構 造 等	耐用年数
	A 硬性	陽性モデルを用いて成形されたもの。	3年
	B フレーム	金属を主材料にしたもの。	
C 軟性	軟性材料を主材料にしたもの。		

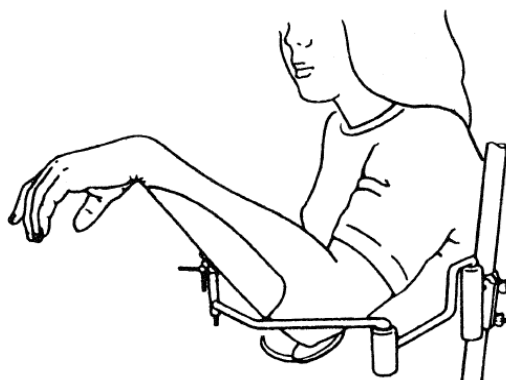


↑ 指用ナックルベンダー



↑ 指用逆ナックルベンダー

8 BFO			
基本要件	上肢に高度な筋力低下がある者で、BFOを使うことができる者		
適応例	頸随損傷、筋萎縮性側索硬化症等により上肢筋力に高度の低下がみられ、BFOの使用によって食事等の目的動作が可能になる者が適応となる。		
用具の説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2つの玉軸受と軸を利用して、食事その他の日常生活動作の独立を目的とするもの。 ○ 車椅子に取り付けて使用する。 		
		基 本 構 造	耐用年数
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの。 ○ 付属品として車椅子を加えることができること。 	3年



↑ BFO
(Ball-Bearing Feeder Orthosis 又は Balanced Forearm Orthosis)

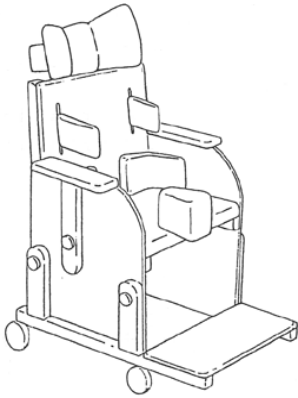
Ⅷ 姿勢保持装置

1 姿勢保持装置とは								
対象となる障がい	体幹機能障がい、下肢機能障がい							
障がいの状態	自力での座位又は長時間の座位等の姿勢保持が困難な状態							
基本要件	体幹や下肢に障がいがあるため、自力で座位等の姿勢を保持できない者又は長時間の座位等による姿勢保持が困難で姿勢の補正が自力で不可能な者で、姿勢保持装置を使用することにより、自力での姿勢保持が可能になり、姿勢の耐久性・安定性の向上が図られる者。							
適応者	脳性麻痺、筋ジストロフィー等により体幹筋力の低下や体幹変形が著しい者が適応となる。							
用具の説明	○ 機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有するもの。							
	基 本 構 造							
	身体支持部、構造フレーム、付属品及び完成用部品を組み合わせて製作する。							
	支持部の主な形状	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">平面形状型</td> <td style="padding: 5px;">採寸により製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持つ。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">モールド型</td> <td style="padding: 5px;">採型又は採寸により製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持つ。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">張り調整型</td> <td style="padding: 5px;">○ 支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応するもの。 ○ 支持部と組み合わせる構造フレームとして、「ティルト機構」及び「車椅子としての機能」を付加することができる。</td> </tr> </table>	平面形状型	採寸により製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持つ。	モールド型	採型又は採寸により製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持つ。	張り調整型	○ 支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応するもの。 ○ 支持部と組み合わせる構造フレームとして、「ティルト機構」及び「車椅子としての機能」を付加することができる。
	平面形状型	採寸により製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持つ。						
モールド型	採型又は採寸により製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持つ。							
張り調整型	○ 支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応するもの。 ○ 支持部と組み合わせる構造フレームとして、「ティルト機構」及び「車椅子としての機能」を付加することができる。							
○ 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 ○ 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。								
耐用年数	3年							
備考	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。							

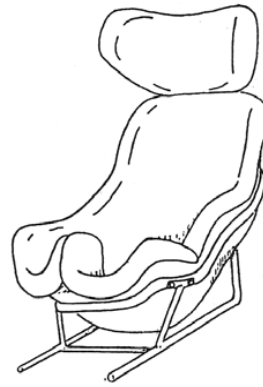
2 姿勢保持装具の判定区分

区 分		判定・判断機関及び方法			備 考
		センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)	
要否判定 (判断)	新規	◎ ○			原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○			原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要としない再支給・修理			●	
適合判定(確認)		◎ ○		●	要否判定(判断)の方法に準ずる

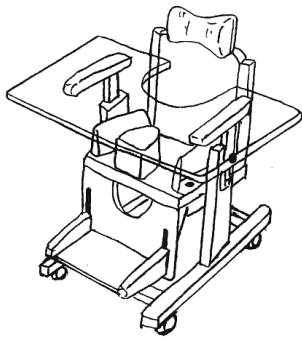
- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う



↑平面形状型



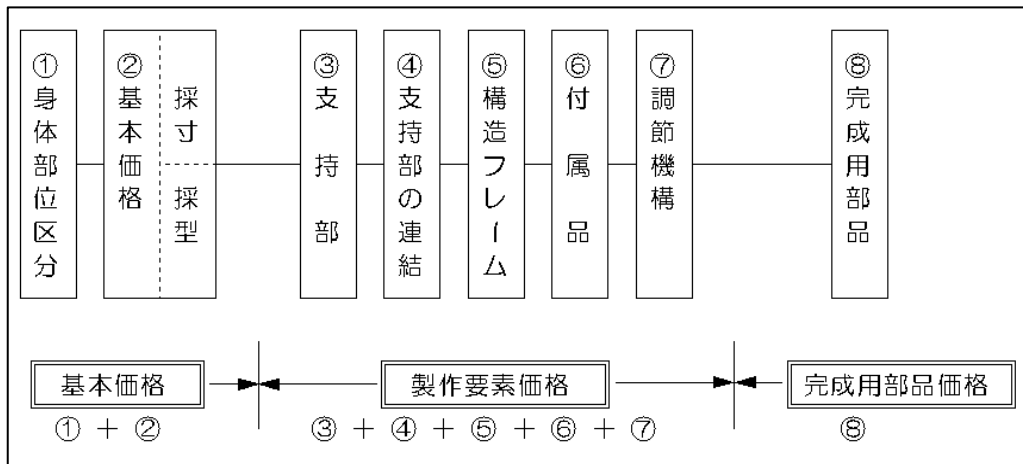
↑モールド型



↑平面形状型(木製構造フレーム(ティルト機構))



↑モールド型(車椅子の構造フレーム)



↑姿勢保持装置の価格体系

Ⅸ 車椅子・電動車椅子

1 車椅子	
対象となる障がい	下肢機能障がい、体幹機能障がい、平衡機能障がい、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい
障がいの状態	歩行不能な状態、歩行可能だが、耐久性に欠ける状態
基本要件	義肢・装具・杖等他の補装具を使用しても歩行が困難な者 (原則として、下肢機能障がい(2級以上)、体幹機能障がい(3級以上)、平衡機能障がい、心臓機能障がい、呼吸器機能障がいがある者)
用具の説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子は、基本的な構造の違い等により、下記の名称に分けられる。 ○ リクライニング機構は体幹の支持性の低下等によりバックサポートの角度を変えなければ座位保持が困難な者、ティルト機構は座位保持が困難な者であって自立姿勢変換が困難な者が適応となる。 ○ 必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。 ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、製作、加工及び組立て、仮合わせ、仕上げ等の工法を必要としないものについてはレディメイド式とする。

(1) 本体			
名称	対象者・要件等	基本構造等	耐用年数
自 走 用	両上肢又は片上下肢で駆動できる者	使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの(パワーアシスト式を除く)	6年
介 助 用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上肢での駆動が不能な者、又は下肢でしか駆動できない者など、障がいの状況から車椅子の操作が難しく、移動は主に介助者による者 ○ 認知力その他の障がいにより、安全な車椅子操作が難しい者 		

(2) 構造別要件		
機構名称	対象者・要件等	構造等
リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 ○ 運動制限が著明で、座位を長時間保持できない者 	バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、工具を使わずに調整できる機構
ティルト機構	長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者	シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、工具を使わずに一体的に調整できる機構
ティルト・リクライニング機構	リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせない者	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、それぞれ工具を使わずに調整できる機構
リフト機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者 ○ 就労又は就学のために真に必要と認められる者 	シートの高さを、工具を使わずに調整できる機構(昇降機構及びスタンドアップ機構を含む。)
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 本体価格について、モジュラー式が標準、オーダーメイド式の場合は本体価格の125%、レディメイド式の場合は本体価格の75%がそれぞれ上限となる。 ※本体価格のみ。構造部品、付属品等は100% 2 クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品(支持部(骨盤・大腿部))を使用する場合は、別に定めるところによるものを加算すること。 3 カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、姿勢保持装置の基準に定められた価格を加算すること。 	

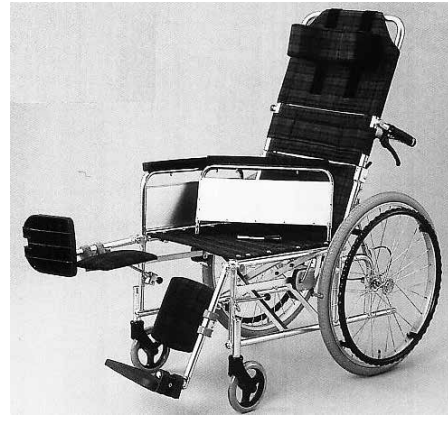
(3) 判定区分

種 目	判定区分	区 分		判定・判断機関及び方法			備 考	
				センター	市町村 (意見 書等)	市町村 (申請 書等)		
車 椅子	モジュラー式、 オーダーメイド 式	要否判定 (判断)	新規	◎ ○			原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書	
			医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○	○		別表1の「区分1」…センター判定 「区分2」…市町村判断	
			医学的所見を必要としない再支給・修理			●		
		適合判定(確認)		◎ ○	○	●	要否判定(判断)の方法に準ずる	
	①自走用レディ メイド式 ②介助用レディ メイド式で機構 加算のあるもの	要否判定 (判断)	新規		○		市町村において判断が困難な場合又は申請者が相談会判定を希望する場合は、センターに相談すること	
			医学的所見を必要とする再支給・修理		○			別表1の「区分1」「区分2」
			医学的所見を必要としない再支給・修理			●		
		適合判定(確認)			●	●		
	介助用レディ メイド式で機構 加算のないもの	要否判定 (判断)	新規・再支給・修理			●		
適合判定(確認)					●			

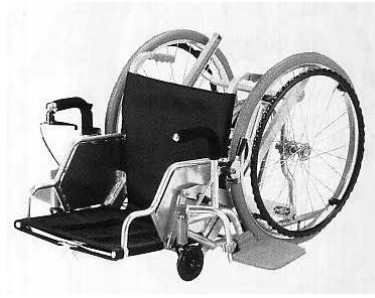
- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う



↑ 自走用



↑ 自走用リクライニング機構



↑ 自走用リフト機構



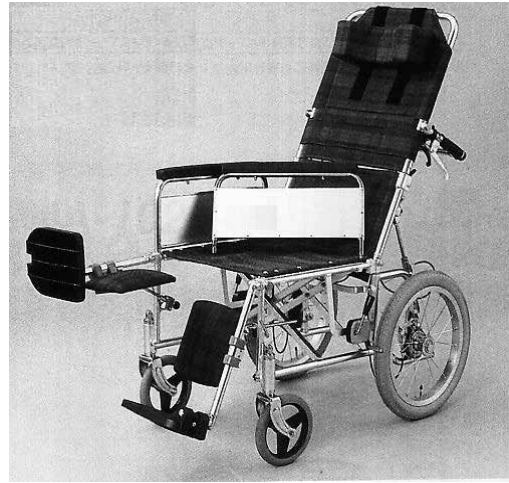
↑ 自走用(片手駆動の構造を有するもの)



↑ 自走用(レバー駆動の構造を有するもの)



↑ 介助用



↑ 介助用リクライニング機構



↑ 介助用 ティルト・リクライニング機構

(4) 構造部品加算及び付属品の対象者例及び構造

部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分
基本構造	後方大車輪(標準)		0			●
	前方大車輪		8,800	肩関節等に運動制限、筋力低下等があり、普通型では十分な駆動力が得られない者(操作能力についても確認すること。)	前輪は大径車輪、後輪はキャストで編成したもの	◎
	6輪構造		37,700	職場や家屋が狭小な者	前輪2輪、中輪(大径車輪)2輪、後輪2輪の6輪で構成したもの	◎
	幅止め	1本	6,000		フレームの幅止めを目的としてバックサポートパイプ間又はベースパイプ間に配置するもの	●
シート	スリング式(標準)		0		布製の一枚もののシート構造	●
	張り調整式		8,650	下肢、体幹筋の麻痺等に座のベースパイプ間にベルトを数本張り、カバーで覆う構造		○
	板張り式		6,800	スリング式では座位保持が困難な者	座に硬度が高い板を用いたもの	○
	奥行調整		18,500		座のベースパイプの長さが可変できる構造	○
バックサポート	スリング式(標準)		0		布製の一枚もののシート構造	●
	張り調整式		8,650	体幹の筋力低下や脊柱変形等により、一枚ものの背当てシートでは座位の安定性の確保が困難な者	バックサポートパイプ間にベルトを数本張り、クッション入りカバーで覆う構造(背クッションの同時加算は不可)	○
	ワイドフレーム		14,000		車椅子の全幅を抑える目的でバックサポートパイプの幅を途中から広げた構造	●
	バックサポート延長(頭頸部まで)		10,000	体幹の筋力低下により、背当ての延長が必要な者	バックサポートパイプを延長し、背当てシートを張ったもの(枕は含まない。)	○
	高さ調整		13,100	体幹の筋力低下や脊柱変形等によって発生する症状に合わせて背当ての高さを調整する必要がある者	バックサポートパイプの高さが可変できる構造	○
	背座角度調整		17,600	体幹の筋力低下や脊柱変形等によって発生する症状に合わせて背当て角度を調整する必要がある者	バックサポートパイプと座ベースパイプの交点付近に角度可変部品を取り付けた構造	○
	背折れ機構		8,500		車載等を目的に、バックサポートパイプの途中から折りたたみ可能なもの	●
レッグサポート	固定式(標準)	片側	0			●
	挙上式	片側	8,550	膝関節に屈曲制限がある者	メカニカルロック等でレッグサポート及びフットサポートを挙上できる構造	○
	着脱式	片側	6,250			○
	開閉着脱式	片側	7,350	移乗動作時にレッグサポートの取外しが必要な者	フレームパイプに部品を取付け、レッグサポートを差し込む等して開閉着脱を可能にした構造	○
	挙上・開閉着脱式	片側	11,100	膝関節に屈曲制限があり、移乗動作時にレッグサポートの取外しが必要な者	挙上式及び開閉着脱式の構造を持つもの	○
	レッグベルト全面張り		4,000	帯状のレッグサポートでは、シートとフットサポート等の隙間に足部が入る危険性がある者	フットサポートの上面からシートの前端までの範囲で広く覆う構造	○

部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分
フットサポート	セパレート式(標準)		0		フットサポートを上方に折りたたみが出来る構造	●
	セパレート式(二重折込式)		4,300		フットサポートを上方かつ側方に折りたたみが出来る構造	●
	中折れ式		5,000	車椅子の使用頻度が高く、フレームの強度が必要な者	左右一体型でフットサポートの中心で折りたたみが出来る構造	●
	前後調整	片側	1,600	足関節の可動域制限があり、下肢装具をつけたまま車椅子に乗車する者等	フットサポートの奥行、角度、幅を変えることが出来る構造	○
	角度調整	片側	1,600			○
	左右調整	片側	1,600			○
アームサポート	一体型 固定式	片側	0		アームサポートフレームが車椅子フレームと一体構造のもの	●
	一体型 跳ね上げ式	片側	6,750	移乗動作時に必要な者	アームサポートの跳ね上げを可能とするもの	●
	一体型 着脱式	片側	6,550	移乗動作時に必要な者	アームサポートをフレームに差し込む構造で着脱を可能にしたもの	●
	独立型 固定式	片側	5,000		車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポート	●
	独立型 跳ね上げ式	片側	6,750	移乗動作時に必要な者	車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポートで、跳ね上げを可能とするもの	●
	独立型 着脱式	片側	6,550	移乗動作時に必要な者	車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポートで、アームサポートを差し込む構造で着脱を可能にしたもの	●
	高さ調整	片側	3,600	上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を必要とする者	肘を乗せる部分が上下に可動する構造	○
	角度調整	片側	7,650	ティルト時にアームサポートから肘が落ちやすい者	肘を乗せる部分の角度が可変する構造	○
	アームサポート拡幅	片側	3,900	肘がアームサポートから落ちやすい者	肘当ての幅を6cm以上の幅広タイプとしたもの	●
アームサポート延長	片側	3,900	リクライニング時に肘がアームサポートから落ちやすい者	肘当ての長さを後方に延長にしたもの	●	
ブレーキ	駐車ブレーキ(標準)		0		構造にかかわらず車椅子を駐車させるためのブレーキ	●
	介助用ブレーキ	1台	17,400	利用者自身で車椅子を制動することが困難な者	介助者が押し手に取り付けられたレバーを用いて車椅子を制動させるためのブレーキ	●
	フットブレーキ	1台	17,300	利用者自身で車椅子を停止させることが困難な者	介助者が主に車椅子の後方から足元でペダル等を踏み込むことで車椅子を停止させることが出来るブレーキ	●
駆動輪・主輪	固定式(標準)		0			●
	着脱式	1台	10,800	車載などの際、簡単に取り外せることで車椅子を小さく、また持ち運びやすくする必要のある者	車輪中心のボタンを押すことにより、脱着可能な構造	●
	車軸位置調整		17,500	身体状況の変化に応じて車軸位置の調整が必要な者	車軸取付け位置を複数の穴、又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造	◎

部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分
駆動輪・主輪	キャンバー角度変更		11,000	ハンドリムを肩幅に近づけて、操作性ならびに走行性を向上させる必要がある者	車椅子の車体に対して、主輪の角度が鉛直からマイナス(上が狭い)の状態を取付けられたもの	○
	片手駆動		37,200	片麻痺者	駆動のためのハンドリムが二重構造になっており、非麻痺側での駆動が可能なもの	◎
	レバー駆動		60,000	片麻痺者	駆動のためのレバーが設置されており、レバーを動かすことで非麻痺側での駆動が可能なもの	◎
タイヤ	エア(標準)		0		チューブを必要とするタイヤ	●
	ノーパンク		9,100	メンテナンスフリーを希望する者	ハイポリマー製のもの又はこれに準ずるもの	●
キャスタ	ソリッド(標準)		0		車輪がプラスチック製のもの	●
	衝撃吸収タイプ		15,000		車輪がポリウレタン、ゴム、エア式等のもの	●
ハンドリム	プラスチック(標準)	片側	0			●
	ステンレス	片側	6,000	金属製の強度が必要な者		●
	アルミ	片側	5,000	金属製の強度が必要な者		●
	ピッチ30mmを超えるもの	片側	5,000	上肢機能の制限により、ハンドリムの操作が困難な者	ハンドリムと車輪のリム間が30mm以上の構造	○
	片手駆動用		3,300	片手駆動の車椅子を使用している者	片手駆動車輪用のハンドリム	◎
付属品	クッション(カバー付き) 平面形状型		14,500	座位保持は可能だが、使用時間により殿部に褥瘡の危険性がある者	平面形状型とは、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの	○
	クッション(カバー付き) モールド型		56,500	座位保持が困難で、殿部・大腿形状に沿った形状のクッションが必要な者	身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの	○
	クッション(カバー付き) ゲル素材		9,850	殿部の褥瘡の危険性がある者	クッションの一部にゲル素材が使用されているもの	○
	クッション(カバー付き) 多層構造		3,000	座位保持は可能だが、使用時間により殿部の褥瘡の危険性がある者	硬さが異なる素材を3層以上重ねて製作されているもの(立体編物との併用加算はできないこと。)	○
	クッション(カバー付き) 立体編物		3,000	褥瘡の危険性があり、汚損への対応を要する者	樹脂等を糸状に射出し、3次元形状に成形したもの(多層構造との併用加算はできないこと。)	○
	クッション(カバー付き) 滑り止め加工		2,050	足こぎ操作や、移乗動作によりクッションのズレが頻繁に生ずる者	シートやカバーに面ファスナーや滑り止め効果のある素材を縫製したもの。価格は1台分のものであることとし、シートとクッションカバーの双方に使用した場合でも1個分の加算とすること。	●
	クッション(カバー付き) 防水加工		8,100	失禁が頻回等の理由から防水機能を必要とする者	クッション又はカバーに防水加工を施したもの。価格は1台分のものであること。	●
	クッションとして姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合		完成用部品価格			◎

部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分
付 属 品	座板		5,000	スリング式のシートでは座位保持が困難な者	座位を安定させるためにシートを構成する硬度が高い板でクッションと一体となっているもの(着脱できないものを含む)	○
	座板 クッション一体型		3,000			○
	背クッション		14,500	背部の褥瘡危険性がある者。軽度の座位困難性があり、座位保持に必要とする者	背部に用いて、姿勢を保持する機能を有するもの	○
	背クッション 滑り止め加工		2,050			●
	ヘッドサポート 着脱式		17,300	頭部支持が必要な者	背パイプから延長された構造で、着脱が可能なもの(枕を含む。)	○
	ヘッドサポート マルチタイプ		29,500	頭部の支持が必要で、位置を微調整する必要がある者(バギー形を除く。)	頭部を支持するためにバックサポートパイプに取付けるもので高さ調整、前後調整、角度調整及び着脱が可能なもの(枕を含む。)	○
	ヘッドサポート 枕(オーダーメイド)		11,200	頭部のコントロールが困難で、頭部の形状が非対称等の理由によりアライメントの調整が困難な者	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイドの枕(カバーを含む。)	●
	ヘッドサポート 枕(レディメイド)		6,300	頭部のコントロールが困難で、アライメントの調整が必要な者	レディメイドの枕(カバーを含む。)	●
	フットサポート ヒールループ	1個	3,600	フットサポートから足部が後方に脱落する危険性がある者	踵部にベルト等を引き掛け、足部が後方に脱落しないようにしたもの	●
	フットサポート アンクルストラップ	1個	3,600	フットサポートから足が脱落する危険性がある者	足部をベルト等で、フットサポートに固定するもの	●
	フットサポート ステップカバー	1個	4,000	足部の保護が必要な者	フットサポート全体を覆うことにより、足部の保護や負担を軽減するもの	●
	テーブル		11,800	車椅子上で机上作業を行う者	机上作業を行う場合に用いるもの	●
	テーブル取付部品	片側	5,000	車椅子上にテーブルを固定する必要がある者	金属製又は木製などでテーブル裏面やアームサポートなどにテーブルを固定する部品	●
	姿勢保持装置「カットアウトテーブル」が必要な場合		21,000			●
	転倒防止装置 パイプ	1個	4,050	使用者の動作により、後方や側方などに車椅子ごと転倒する危険性がある者及びリクライニングやティルト機構の車椅子を使用している者	車椅子本体が転倒することを防ぐためのパイプ。後方、側方等の転倒防止方向は問わない。	●
	転倒防止装置 キャスタ付き	1個	6,400	転倒防止装置が必要な者で、パイプでは地面と干渉してしまい、移動の妨げになる場合	先端にキャスタが付いた転倒防止装置。後方、側方等の転倒防止方向は問わない。	●
	転倒防止装置 キャスタ付き折りたたみ	片側	3,000	転倒防止装置が必要な者で、段差を乗り越える際にパイプでは干渉してしまい、移動の妨げになる場合	転倒防止装置キャスタ付きのうち、ワンタッチで折りたたみ可能なもの	●
	搭載台(呼吸器搭載台、痰吸引器搭載台、携帯用会話補助装置搭載台)	1個	32,600	呼吸器、痰吸引器、携帯用会話補助装置を常時使用する必要がある者	車椅子フレームの下部等に台を取付けたもの	●
	車載固定用部品	1個	3,250	車載固定の必要がある者	車に固定するために部品をフレームに溶接した構造等。4個まで	●
杖たて 一本杖	1個	3,250	杖を携行する必要がある者(バギー形を除く。)	ティッピングレバーなどに、杖を収納するためのもの	●	
杖たて 多脚つえ	1個	6,000	多脚つえを携行する必要がある者(バギー形を除く。)	ティッピングレバーなどに、杖を収納するためのもの	●	

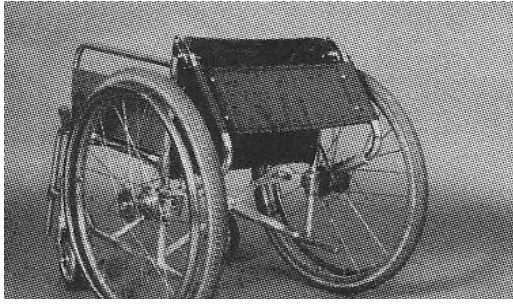
部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分
付 属 品	酸素ポンペ固定装置	1個	14,100	酸素ポンペを携行する必要がある者	車椅子の前方や後方、下方等に酸素ポンペを固定設置するためのもの	●
	栄養パック取付用ガードル架	1個	11,000	栄養パックを携行する必要がある者	車椅子の前方や後方に栄養パックを取付けるためのもの	●
	点滴ポール	1個	11,300	車椅子を使用しながら持続点滴が必要な者	車椅子の前方や後方に点滴バッグを取付けるためのもの	●
	日よけ	1個	15,000	直射日光を照射により、体温上昇等のリスクが考えられる者	車椅子のバックサポート等に取り付けて直射日光を遮る構造を有するもの	●
	雨よけ	1個	15,000	雨天外出が想定される者	車椅子のバックサポート等に取り付けて、雨傘としての機能をもたせたもの	●
	泥よけ	片側	6,550	駆動時に腕とタイヤが接触する危険性がある者(バギー形を除く。)	車椅子のサイドガードやフレームに取り付けてタイヤとの接触による汚損を防止するためのもの	●
	スポークカバー	片側	4,450	車輪に手指を挟んでしまう危険性がある者	樹脂製で車輪のスポークに固定する構造を有するもの	●
	リフレクタ	1個	720	夜間に屋外などで使用する場合に交通事故を予防する必要がある者(バギー形を除く。)	光に反射するもので、ステッカーなども含む。	●
	高さ調整式手押しハンドル	片側	4,250	複数の介助者が使用する場合並びにリクライニング機構及びティルト機構を有する場合に、安全な高さに調整する必要がある者	段階式、又は任意の高さに手押しハンドルの高さを調整できる構造を有するもの	●
	ハンドリム 滑り止め	片側	6,000	握力等の上肢筋力低下により、グリップ性の高いハンドリムが必要な者	樹脂、ゴム等で滑り止め加工がされたもの。波型のプラスチックハンドリムは除く	●
	ハンドリム ノブ付き	片側	4,850	握力等の上肢筋力低下により、駆動にノブが必要な者	ハンドリムに複数のノブを溶接した構造	●
	ハンドリム ノブ付き垂直ノブ	片側	3,000	握力等の上肢筋力低下に加え、上肢の可動域制限等によりノブ付きでは操作ができない者	ハンドリムに対して垂直(上方又は下方)にノブを設置する構造	●
	ブレーキ 延長レバー	片側	1,750	片麻痺者の麻痺側や上肢の拘縮等によりブレーキに手が届かない者(バギー形を除く。)	ネジ等で延長棒を取り付ける構造	●
	姿勢保持装置の「姿勢保持部品」が必要な場合		姿勢保持装置基準を参照			○
姿勢保持装置の「ベルト」が必要な場合					●	

別表1 車椅子の再支給又は修理に係る判定・判断区分表

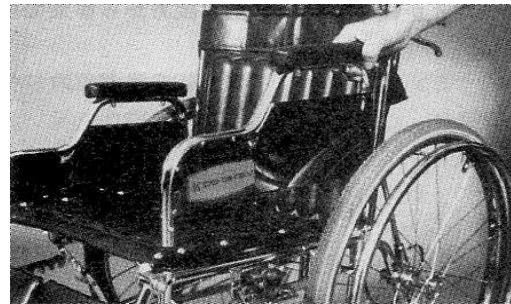
判定・判断区分	◎ … 区分1	センターの判定を必要とするもの (レディメイド式のうち①自走用及び②介助用・機構加算のあるものについては、市町村が意見書で判断してよい)
	○ … 区分2	市町村が意見書により判断してよいもの
	● … 区分3	市町村が判断(意見書不要)

<重要>

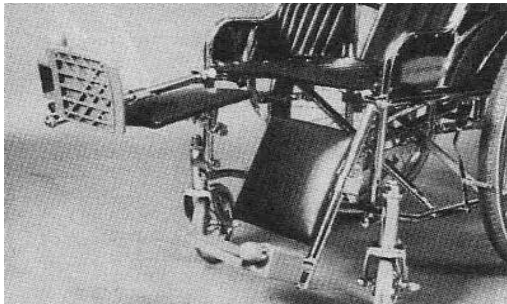
- 再支給、修理により車椅子の型式、製品区分、機構に変更が生じる場合は、◎(センターの判定を必要とする)
(例)「自走用」⇄「介助用」の変更、「モジュラー式」⇄「オーダーメイド式」の変更、機構の追加、「リクライニング機構」⇄「ティルト機構」への変更 等
- 再支給にあたり、該当部位を追加する場合又は該当部位に交換する場合、下記の「判定・判断区分」を適用する
- 修理にあたり、該当部位を追加する場合又は該当部位に交換する場合、下記の「判定・判断区分」を適用する
- 修理部位が◎や○であっても、老朽化等により、全く同じ部品と交換する場合には●



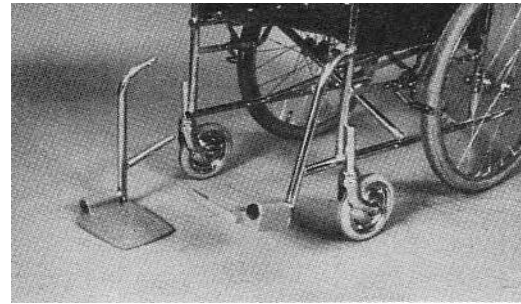
↑ バックサポート:背折れ機構



↑ アームサポート:着脱式



↑ レッグサポート:挙上式



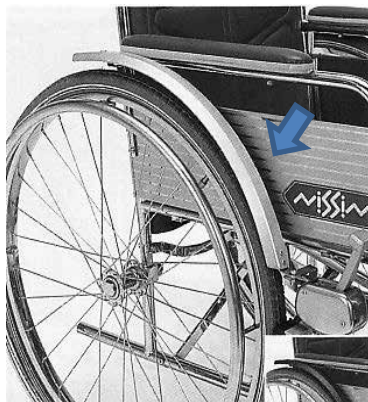
↑ レッグサポート:着脱式



↑ シートベルト



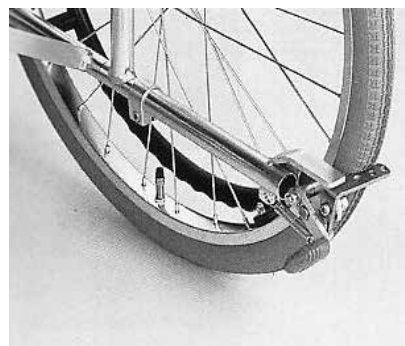
↑ スポークカバー



↑ 泥よけ



↑ 転倒防止装置



↑ フットブレーキ

2 電動車椅子	
対象となる障がい	上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい
障がいの状態	歩行が不能又は困難で、かつ手動式車椅子の駆動が不能又は著しく困難な状態(地理的環境を含む)
基本要件	<p>下記要件のすべて(①については、1のア・イ又は2の何れかに該当すればよい)を満たす重度の歩行困難者で、電動車椅子の使用により自立と社会参加の促進が図れる者</p> <p>①-1 重度の下肢機能障がい者(原則として下肢機能障がい2級以上又は体幹機能障がい3級以上)で ア 上肢機能障がいがあるため手動式車椅子の使用が不可能な者又は操作が著しく困難な者 イ 上肢機能障がいはないが、使用目的及び日常生活圏の環境等の状況から、電動車椅子を使用しなければ日常生活の自立と社会参加の促進が図れない者 -2 呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、難病等で歩行及び手動式車椅子の自操に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者</p> <p>② 視野、視力、聴力等に障がいを有しない者又は障がいを有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者</p> <p>③ 歩行者として、必要最小限の交通規則を理解している者</p> <p>④ 電動車椅子の操作を円滑にできる者</p>

(1) 本体			
名称	対象者・要件等	基本構造等	耐用年数
標準形	低速用	基本的要件を満たす者	使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9203-2016に定める構造を有するもの ○ 低速用: 最高速度4.5km/h以下の電動車椅子 ○ 中速用: 最高速度6.0km/h以下の電動車椅子
	中速用	周囲の環境に合わせ、速度調整ができる者	
簡易形	アシスト式	平坦路は手動自走が可能であるが、日常生活圏の坂路や悪路においては手動操作が著しく困難な者	車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用するもの ○ アシスト式: 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの ○ 切替式: 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの
	切替式	○ アシスト式: アシスト式を使用した場合に、手動による自走が可能となる者 ○ 切替式: アシスト式を使用しても、手動による自走ができない者	

(2) 構造別要件		
機構名称	対象者・要件等	構造等
手動リクライニング機構	○ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 ○ 運動制限が著明で、座位を長時間保持できない者	バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、介助者が調整できる機構
電動リクライニング機構	上記、手動リクライニング機構の要件を満たし、この電動車椅子を使うことにより、自力でのリクライニングの操作が可能となる者	バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、電動モータを用いて調整できる機構
電動ティルト機構	長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者で、この電動車椅子を使うことにより、自力でのティルト操作が可能となる者	シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、電動モータを用いて一体的に調整できる機構

機構名称	対象者・要件等	構造等
電動ティルト・リクライニング機	リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では姿勢保持等の目的が果たせない者	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、電動モータを用いて調整できる機構
電動リフト機構	○ 障がいの現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 ○ 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者	シートの高さを、電動モータを用いて調整できる機構(昇降機構及びスタンドアップ機構を含む。)
備考	<p>1 標準形の本体価格は、モジュラー式が標準、オーダーメイド式の場合は本体価格の125%、レディメイド式の場合は本体価格の75%がそれぞれ上限となる。 ※本体価格のみ。構造部品、付属品等は100%</p> <p>2 その他、クッション、カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合については、車椅子に準ずる。</p>	

(3) 判定区分

判定区分 種 目	区 分	判定・判断機関及び方法			備 考	
		センター	市町村 (意見書等)	市町村 (申請書等)		
電動車椅子 (標準形) (簡易形)	要否判定 (判断)	新規	◎			
		再支給	◎			
		医学的所見を必要とする修理	◎	○		別表1の「区分1」…センター判定 「区分2」…市町村判断
		医学的所見を必要としない修理			●	
	適合判定(確認)	◎		●		

- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う



↑ 標準形(中速用)



↑ 簡易形(切替式)



↑ 標準形 電動リクライニング機構



↑ 標準形 電動リフト機構



↑ 標準形 電動ティルト・リクライニング機構

(4) 修理における判定・判断区分等

【①電動椅子 標準形】

部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分
フレーム	フレーム交換		40,800			●
	フレーム部品交換		9,450			●
	シートフレーム交換		16,000			●
	シートフレーム部品交換		6,800			●
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングシート フレーム交換		86,500			●
	電動リフトメインフレーム交換		108,100			●
	サイドガード(スカートガード)交換	片側	5,300			●
	溶接(修理箇所ごと)		10,700			●
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	1個	15,900			●
	ジョイスティック ばね圧変更部品交換	1個	8,500			◎
	操作制御部交換	1個	25,900			●
	操作制御部部品交換	1個	6,150			●
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部 一式交換	1個	32,500			◎
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部 部品交換	1個	5,400			◎
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停 止制御部一式交換	1個	16,200			◎
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停 止制御部部品交換	1個	5,400			◎
スイッチ 延長スイッチ交換	1個	1,050			◎	
バッテリ	バッテリー交換(シールド)	1個	37,700			●
	バッテリー交換(リチウムイオン電池)	1個	100,000			●
充電器	内蔵充電器交換		50,700			●
	外部充電器交換		21,300			●
	充電器部品交換		12,500			●
シート	座布交換(スリング式)		12,300			◎
	座布交換(張り調整式)		21,000			◎
	座奥行き調整部品交換	片側	9,250			◎
バックサポート	背布交換(スリング式)		12,300		ワイドフレーム、バックサ ポート延長の場合は110% の範囲内の額とすること	◎
	背布交換(張り調整式)		21,000			◎
	バックサポートパイプ交換	片側	9,350		ワイドフレームの場合は 7,000円、バックサポート延 長の場合は5,000円、高さ調 整の構造を有する場合は 6,600円増し(片側1単位)	●
	バックサポートパイプ取付部品交換	片側	4,000			●
	背座間角度調整部品交換	片側	8,800			◎
	背折れ機構部品交換	片側	8,000			●
フット・ レッグサ ポート	フット・レッグサポートベルト交換		2,900		全面張りの場合は4,000円 増し	●
	フット・レッグレポートパッド交換	片側	5,500			●
	着脱式フット・レッグサポート交換	片側	6,250			◎
	拳上式フット・レッグサポート交換	片側	8,550			◎
	開閉拳上式フット・レッグサポート交換	片側	11,100			◎
	開閉着脱式フット・レッグサポート交換	片側	7,350			◎
	フット・レッグサポートフレーム交換	片側	5,700			●
フットサ ポート	フットサポート交換	片側	12,300			●
	フットサポート交換(二重折込式)	片側	14,450			●
	前後調整	片側	1,600			◎
	角度調整	片側	1,600			◎
	左右調整	片側	1,600			◎
	金属製フットサポート使用		15,000		強度を高めるために使用	◎

【①電動車椅子 標準形】

部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分
アームサポート	アームサポート交換(固定式)	片側	5,000		肘当て部分のみを交換する場合は、固定式の価格をもって修理価格とすること	●
	アームサポート交換(跳ね上げ式)	片側	6,750			●
	アームサポート交換(着脱式)	片側	6,550			●
	高さ調整	片側	3,600			◎
	角度調整	片側	7,650			◎
	アームサポート拡幅	片側	3,900			●
	アームサポート延長	片側	3,900			●
電動又は電磁ブレーキ交換(標準形)			18,500			●
駆動輪・主輪	駆動輪・主輪一式交換	片側	16,000		タイヤ、ホイール及びチューブを含む	●
	タイヤ交換	片側	6,450		チューブ交換を含まない	●
	ノーパンクタイヤ交換	片側	10,500			●
	ホイール交換	片側	5,550			●
	チューブ交換	片側	4,000			●
前輪	タイヤ交換	片側	5,400			●
	ノーパンクタイヤ交換	片側	9,900			●
	ホイール交換	片側	4,550			●
	チューブ交換	片側	4,000			●
	フォーク交換	片側	12,700			●
電装部品	コントローラ交換	1個	89,800			●
	コントローラ部品交換	1個	10,100			●
	電動リフトコントローラ交換	1個	43,200			◎
	電動リフトコントローラ部品交換	1個	10,800			◎
	電動ティルト・電動リクライニングコントローラ交換	1個	100,700			◎
	電動ティルト・電動リクライニングコントローラ部品交換	1個	10,800			◎
	ハーネス及びリレー交換	1個	9,550			●
	ハーネス及びリレー部品交換	1個	3,600			●
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングハーネス交換	1個	16,200			◎
	モータ交換	1個	30,300			●
	モータ部品交換	1個	7,650			●
	電動ティルト・電動リクライニングモータ交換	1個	18,100			◎
	電動リフトモータ交換	1個	64,900			◎
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングモータ部品交換	1個	8,600			◎
	ギヤボックス交換	1個	48,000			●
電動ティルト・電動リクライニング装置交換	1個	56,800			◎	
電動ティルト・電動リクライニング装置部品交換	1個	23,400			◎	
前輪パワーステアリング部品交換	1個	54,300			●	
付属品	パワーステアリング交換		54,300	悪路での使用が多い者又は不随意運動等による操作不安定が解消する者	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの	●
	クライマーセット交換		19,100	標準では段差の乗り越えが出来ない者	前輪に補助輪が加わり3輪式となる構造のもの	◎
	手動スイングアーム交換		10,600	上肢の可動域制限等により、コントローラ位置が身体の中央になるような場合	操作ボックスを任意の場所に取り付けることが可能なアーム	◎
	電動チンコントロール一式交換		259,400	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。下顎部での操作が可能な者	下記パーツから構成されたもの	◎
	(内訳)					
	パワースイングチンアーム交換		72,700	同上	電動により可動するコントロール取付けアーム	◎
	チン操作ボックス交換		16,200	同上	下顎部にて操作するためのコントロールボックス	◎

【①電動車椅子 標準形】

部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分	
付 属 品	セレクト交換		93,800	同上	走行、リクライニング等の操作切替用のスイッチ	◎	
	液晶モニタ交換		55,400	同上	操作切り替えの状況等を表示するための液晶モニタ	◎	
	頭部スイッチ・取付金具交換		21,300	同上	頭部で走行、リクライニング等の操作切り替えを行うためのスイッチとフレームに取り付けるための金具	◎	
	手動チンコントロール式交換		37,200	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者（スイングアームの位置調整は介助者が行う者）	下記パーツから構成されたもの	◎	
	(内訳)						
	手動スイングチンアーム交換		21,000	同上	手動により可動するコントロール取付けアーム	◎	
	チン操作ボックス交換		16,200	同上	下顎部にて操作するためのコントロールボックス	◎	
	多様入力コントローラ 非常停止スイッチボックス交換		51,100	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者	非常停止スイッチ付きの多様入力コントローラ	◎	
	多様入力コントローラ 4方向スイッチボード交換		31,900	同上	並列配置の4ボタン	◎	
	多様入力コントローラ 8方向スイッチボード交換		53,300	同上	楕円形配置の8ボタン	◎	
	多様入力コントローラ 小型ジョイスティックボックス交換		42,600	同上	小型のジョイスティック	◎	
	多様入力コントローラ フォースセンサ交換		93,800	同上	フォースセンサ内蔵のコントローラ	◎	
	多様入力コントローラ 足用ボックス交換		42,600	同上	足指や足底での操作に耐えるよう耐久性の高いコントローラ	◎	
	簡易1入力交換		95,900	同上	スキャン式で、1ボタンで走行操作が可能な仕様コントローラ	◎	
	レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換		7,500	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要な者	材料一樹脂	◎	
レバーノブ各種形状 (Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換		10,500	◎				
フットサポート ヒールループ交換	1個	3,600	フットサポートから足部が後方に脱落する危険性がある者	踵部にベルト等を引き掛け、足部が後方に脱落しないようにしたもの	●		
フットサポート アンクルストラップ交換	1個	3,600	フットサポートから足が脱落する危険性がある者	足部をベルト等で、フットサポートに固定するもの	●		
フットサポート ステップカバー交換	1個	4,000	足部の保護が必要な者	フットサポート全体を覆うことにより、足部の保護や負担を軽減するもの	●		
そ の 他	転倒防止装置	1個	6,400			●	
	リヤ・シャフト交換	1個	7,100			●	
	電動リフトシャフト交換	1個	54,100			◎	
	電動ティルト・電動リクライニングシャフト交換	1個	61,800			◎	
	電動リフトチェーン交換	1個	54,100			◎	
	電動リフトチェーンアジャスタ交換	1個	27,000			◎	
	オイル又はグリス交換	1個	2,850			●	
	クラッチ交換	1個	9,150			●	
	レバー交換	1個	1,750			●	
	ワイヤ交換	1個	3,000			●	
	メカロック交換	1個	10,800			●	
	ガスダンパー交換	1個	16,300			●	
グリップ交換	1個	500			●		

判定・判断区分 ◎…センターの判定を必要とするもの
●…市町村が判断するもの(意見書不要)

・電動車椅子(標準形)を修理するにあたり、該当部位を追加する場合又は該当部位に交換する場合、上記の「判定・判断区分」を適用する。
・修理部位が◎であっても、老朽化等により、全く同じ部品と交換する場合には●と読み替える。

【②電動車椅子 簡易形】

部位、名称等		単位	価格	対象者例	構造・備考	判定区分
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	1個	15,900			●
	ジョイスティック ばね圧変更部品交換	1個	8,500			◎
	操作制御部交換	1個	25,900			●
	操作制御部部品交換	1個	6,150			●
スイッチ	スイッチゴム交換	1個	300			●
	延長スイッチ交換	1個	1,050			◎
バッテリー	バッテリー交換(リチウムイオン電池)	1個	100,000			●
	バッテリー交換(ニッケル水素電池)	1個	62,000			●
外部充電器交換		1個	28,800			●
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換		13,300			●
	介助用ブレーキ交換		17,400			●
駆動輪・主輪	電動ユニット交換	片側	100,400		バッテリーホルダー付きの場合は10,000円、アシスト式の構造を有する場合は18,000円増し	●
	ホイール交換	片側	13,600		アシスト式の構造を有する場合は7,300円増し	●
	ホイール部品交換	片側	4,150			●
	駆動装置部品交換	片側	24,900			●
	タイヤ交換	片側	4,600			●
	ノーパンクタイヤ交換	片側	9,100			●
	チューブ交換	片側	4,000			●
ハンドリム	ハンドリム交換(切替式)	片側	5,400		滑り止めハンドリムの場合は7,350円増し	●
	ハンドリム交換(アシスト式)	片側	12,000			●
電装系部品	ハーネス及びリレー交換	1個	9,550			●
	ハーネス及びリレー部品交換	1個	3,600			●
その他	リヤ・シャフト交換	1個	7,100			●
	オイル又はグリス交換	1個	2,850			●
	クラッチ交換	1個	9,150			●

判定・判断区分	◎…センターの判定を必要とするもの ●…市町村が判断するもの(意見書不要)
---------	--

- ・ 電動車椅子(簡易形)を修理するにあたり、該当部位を追加する場合又は該当部位に交換する場合、上記の「判定・判断区分」を適用する。
- ・ 修理部位が◎であっても、老朽化等により、全く同じ部品と交換する場合には●と読み替える。
- ・ 電動車椅子(簡易形)の車椅子本体の修理においては、車椅子の修理基準を参照すること。

X その他の肢体不自由者用補装具

1 歩行器	
対象となる障がい	下肢機能障がい、体幹機能障がい、平衡機能障がい
障がいの状態	歩行障がいがあり、支持が必要な状態
基本要件	杖などでは歩行能力の改善が見込まれない者で、歩行器の支持で自力移動ができる者。
用具の説明	<p>○ つえだけでは、重心が不安定となり立位や歩行が困難な者の歩行補助のために用いられる用具。</p> <p>○ 主体の材質としては、金属製パイプの組合せにより構成されているものであり、車輪付の二輪型、三輪型、四輪型及び六輪型と車輪を有しない固定型及び交互型に分類される。</p> <p>○ 車輪付のものは、段差がある環境では使用困難である。</p>

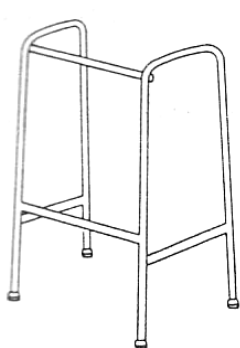
名称	対象者・要件等	適応例	基本構造	価格	耐用年数
六輪型	四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、他の歩行器では安定走行に支障があるもの又は、室内の環境等により狭い場所での旋回が必要となる者。		前二輪、中二輪、後二輪の六輪車で、前輪は自在輪	70,000	5年
四輪型	腰掛なし	<p>把持能力の不十分な者が適応となる。立位耐久性が著しく低い者には腰掛けつきが適応となる。</p>	<p>基本構造は四輪歩行器(腰掛けなし)に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造。</p>	43,900	
	後方支持型			67,200 (43,900円+23,300円(加算))	
	サドル・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの			111,600 (43,900円+67,700円(加算))	
	腰掛つき		43,900		
三輪型	下肢、体幹の筋力低下などがあるが、上肢機能は比較的保たれておりハンドルを握ることでバランスが保たれ、速度調整などを安全にできる者。	把持能力の比較的良好な者が適応となる。	前一輪、後二輪の三輪車で、前輪は自在車輪	37,700	
二輪型	四点の支持で安定が得られる者で、上肢の筋力低下等があり、軽い抵抗で操作できる者。		前二輪、後固定式の脚を有するもの	29,900	

固定型	下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持により直立姿勢を保てる者。	歩行器を持ち上げて歩行できるだけの上肢機能とバランス能力のある者が適応となる。	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの	24,400
交互型	○ 体幹の障がいがある者で、体幹の回旋運動に乏しく歩行パターンの獲得を必要とする者。 ○ 下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持にて直立姿勢を保てる者。		四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの	33,300

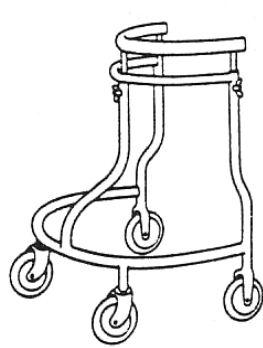
2 歩行器の判定区分

区分	判定・判断機関及び方法			備 考
	センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)	
要否判定 (判断)	新規		○	市町村において判断が困難な場合又は、申請者が相談会判定を希望する場合は、センターに相談すること。 2個支給の場合は、センターの判定が必要
	医学的所見を必要とする再支給・修理		○	
	医学的所見を必要としない再支給・修理		●	
適合判定(確認)		●	●	

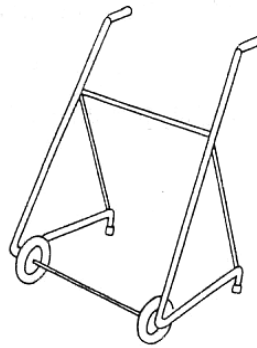
- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う



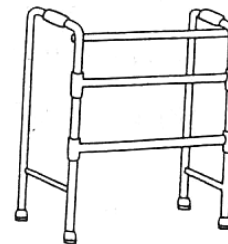
↑ 固定型



↑ 四輪型



↑ 二輪型



↑ 交互型

修理価格					
修理部位	価格	修理部位	価格	修理部位	価格
キャスター(大)交換	8,200	肘当交換	7,950	塗装(1回当たり、総塗り替えの場合)	9,400
キャスター(小)交換	4,100	ブレーキ交換	15,700		
腰掛交換	5,350	グリップ交換	2,050		

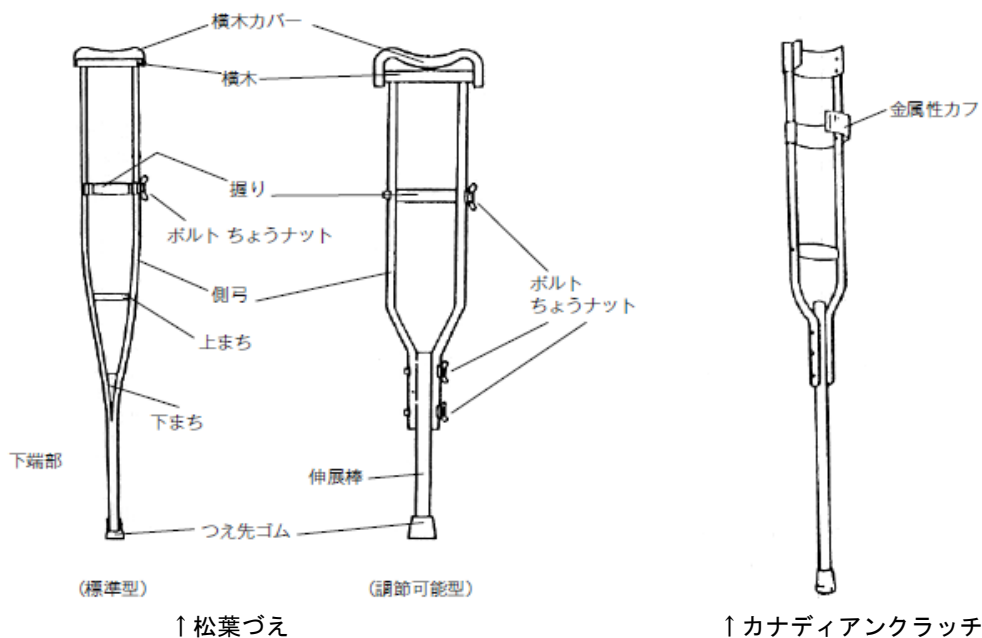
3 歩行補助つえ

対象となる障がい	下肢機能障がい、体幹機能障がい、平衡機能障がい
障がいの状態	歩行障がいがあり、支持が必要な状態
基本要件	上記障がいがあり、杖を使うことにより歩行能力の改善が見込まれる者。
対象者	比較的障がいの程度が軽度であり、歩行補助つえの使用により歩行機能が補完される者

名称	対象者・要件等	適応例等	基本構造	価格	耐用年数	
松葉づえ	歩行能力の改善のために腋下支持を必要とする者	歩行が障がいされ、腋下支持を必要とする者	脇当がつき、松葉形をしている杖で、通常2本1組で使用する。 主体 → 木材(十分な強度を有するもの) 脇当 → スポンジ又はウレタン製の枕、皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装 → ニス塗装	A 普通型 B 伸縮型	A 3,800 B 3,800	2年
			主体 → 軽金属 脇当 → 合成軟質樹脂 握り部分 → 合成軟質樹脂 外装 → 塗装なし	A 普通型 B 伸縮型	A 4,600 B 5,150	4年
カナディアンクラッチ	歩行能力の改善のために支持を必要とするが、肘関節の伸展筋力の低下のため、ロフストランドクラッチや松葉づえの使用が困難な者	歩行が障がいされ、肘伸展筋力も低下した者	主体 → アルミニウム、鋼管 上段4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器 → アルミニウム鋳物及びステンレス鋼板 握り部分 → アルミニウム鋳物及びゴム 外装 → 塗装なし (上腕三頭筋の筋力低下の場合に用いられ、肘つえとも呼ばれる)	10,000	4年	
ロフストランドクラッチ	歩行能力の改善のために軽い支持を必要とする者	軽度のバランス能力低下が認められ、握力が低下している者	カナディアンクラッチに準ずる(前腕支えと握り(ハンドグリップ)で、腕に固定するようにして使用するタイプ)	10,000	4年	
多脚づえ	中枢神経麻痺等で歩行が高度に障がいされ、他の歩行補助つえでは歩行能力が改善されない者	歩行が高度に障害された者	杖の下部に三本以上の脚を有するもの 主体 → 軽金属 外装 → 塗装なし (地面との接点が3点~4点あり、安定性が良い軽量の杖)	7,600	4年	
プラットホーム杖	リウマチ等で握力が極端に弱く、手首に負担をかけられないために前腕や肘での支持を必要とする者	歩行が障がいされ、握力が極端に弱く、手首に負担をかけられない者	カナディアンクラッチに準ずる(前腕と肘で支持し、腕に固定するようにして使用するタイプ)	27,600	4年	
備考	1 夜光材付 → 470円加算(全面夜光材付とした場合1,350円加算) 2 価格は1本あたりのものであること。 3 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合 → 300円加算					

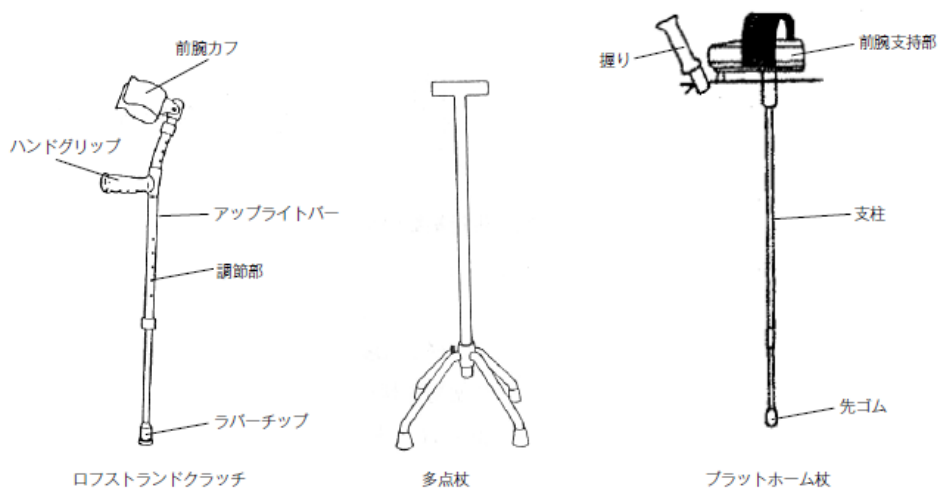
4 歩行補助つえの判定区分

区 分	判定・判断機関及び方法			備 考
	センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)	
要否判定 (判断)	新規・再支給・修理		●	
適合判定(確認)			●	



↑松葉づえ

↑カナディアンクラッチ



ロフストランドクラッチ

多点杖

プラットホーム杖

↑ロフストランドクラッチ

↑多脚つえ

↑プラットホーム杖

修理価格			
修 理 部 位	価 格	修 理 部 位	価 格
脇当交換	1,650	凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換	1,150

視覚障がい者のための補装具

1 視覚障害者安全つえ	
対象となる障がい	視覚障がい
障がいの状態	視力の低下、視野障がいがある状態
基本要件	視力の低下や視野障がいにより、視覚障害者安全つえがなければ歩行の安全を図れない者
用具の説明	<p>○ 視覚障がいがある場合で、路面状態や障がい物などを事前に察知することにより安全性を確保する目的として使用する。</p> <p>○ 杖先から地面の状況や突然の変化を探る情報提供の役割、障がい物に先に当たるバンパーの役割、視覚に障がいがあることを周囲に理解させるシンボルとしての役割がある。</p> <p>○ あまり軽すぎると情報を感じ取りにくいので200g程度が適当とされる。</p> <p>○ 道路交通法に携帯義務が規定されているほか、外装(色)についても、白色または黄色であることが道路交通法施行令で定められている。</p> <p>【普通用】</p> <p>○ 直杖、棒状になっており、一般的な長さは85～140cm程度。</p> <p>○ シャフト→杖の本体であり、現在はグラスファイバー、ジェラルミン、カーボンが主である。</p> <p>○ 石突き→指先と同様の機能を果たすもので、丈夫で滑りやすいことが重要である。通常ナイロンが素材として使用されている。摩耗が激しいため、半年くらいで交換することが多い。</p> <p>【携帯用】</p> <p>○ 持ち運びに便利で、旅行時に利用したりする。</p> <p>○ 折りたたみ式→数段に折りたたみ可能で、本体の中にひもゴムまたはワイヤーを通してあり、バラバラにならないようになっている。</p> <p>○ スライド式→アンテナロッド式で数段に収納されており、先端部を引き伸ばして固定する。</p> <p>○ ねじ式→引き伸ばしてねじるとそこで固定し、長さの調節が可能なもの。</p>

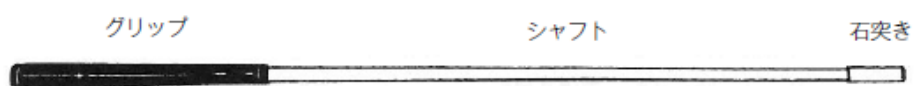
名称	基本構造等		付属品	価格	耐用年数
普通用	主体→線維複合素材	石突 → 耐摩耗性合成樹脂または高力アルミニウム合金	夜光装置 ベル ゴムクリップ	4,200円	2年
	主体→木材	外装 → 白色または黄色の塗装もしくは加工		2,700円	
	主体→軽金属	形状 → 直式		2,800円	5年
携帯用	主体→線維複合素材	石突および外装 → 普通用と同じ 形状 → 折りたたみ式もしくはスライド式		5,200円	2年
	主体→木材		3,400円		
	主体→軽金属		3,300円	4年	
身体支持併用	主体→軽金属	石突 → ゴム又は普通用と同じ。 外装 → 普通用と同じ 形状 → 直式又は折りたたみ式もしくはスライド式	4,600円		
備考	1 夜光装置（反射テープを貼り付けたもの） ①夜光材付→460円加算 ②全面夜光材付→1,400円加算 ③フラッシュライト付→860円加算 2 ベル付 → 450円加算 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付 → 1,650円加算 4 ゴムグリップ付（握り部分をゴムで覆ったもの） → 750円加算				

2 視覚障害者安全つえの判定区分

区分	判定・判断機関及び方法			備考
	センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)	
要否判定 (判断)	新規・再支給・修理		●	
適合判定(確認)			●	

● … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う

修理価格	
修理部位	価格
マグネット付き石突交換	870



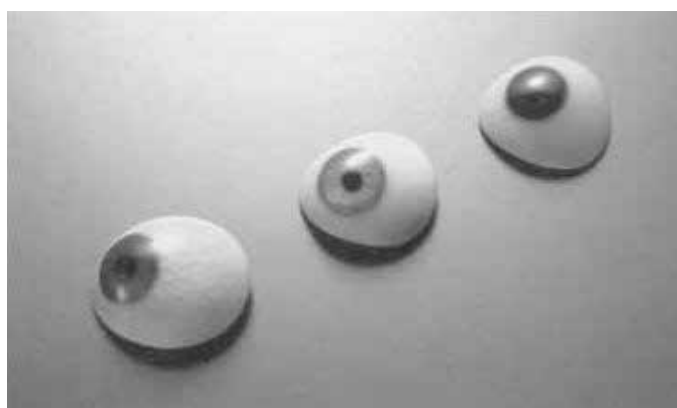
身体支持併用白杖

3 義 眼	
対象となる障がい	視覚障がい
障がいの状態	無眼球や眼球萎縮又は角膜に白斑がある状態
基本要件	無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とする者で、義眼の装着により容姿の改善が図られる者。
用具の説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故または疾病により眼球を摘出した場合等に用いられる装飾的な意味合いを持つ用具。 ○ 視覚を回復する機能は持たない。 ○ プラスチックまたはガラスを主体の材質とし、既製品のレディメイド、特注品のオーダーメイドに区分され、それぞれの基準が設定されている。 ○ 一体成形という用具の構造上、修理を行うことは不可能であるため修理基準は定められていない。

名 称	対 象 者 ・ 要 件 等	基 本 構 造		価 格	耐 用 年 数
レディメイド	眼窩の状態が既製品に適する者	主材料 →プラスチック またはガラス	既製品	17,900円	2年
オーダーメイド	眼窩の状態が既製品に適合しない者		特殊加工を施したものの。	86,900円	

留 意 点

義眼は、眼球摘出後や眼球内容除去後の無眼球の場合だけでなく、眼球が残っている場合であっても眼球癆、眼球萎縮、先天性小眼球症、角膜白斑など様々な場合に必要となる。医師の処方を確認の上支給の決定をされたい。
 なお、現在、レディメイド義眼はほとんど作られていず、オーダーメイド義眼が主流である。意見書を十分確認の上支給すること。



4 眼 鏡	
対象となる障がい	視覚障がい
障がいの状態	視力の低下、視野狭窄がある状態
基本要件	視覚障がいがあり、眼鏡の使用により日常生活が改善される者。
用具の解説	屈折異常や弱視等の視覚障がいを補うほか、網膜色素変性症などの障がい者の眼球保護に用いられる用具。視覚障がい者の障がいの程度、状況により5種類に区分されている。

名称	対象者・要件等	用具の解説	基本構造等	価格	耐用年数
矯正用	屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下があり、矯正眼鏡にて視力が改善される者	近視、遠視、乱視等、網膜で焦点が正しく結ばれない場合にレンズを用いて矯正を行うための眼鏡。焦点距離による度数に応じて、右記の4種類に区分される。		6D未満 6D以上10D未満 10D以上20D未満 20D以上	16,900円 20,200円 24,000円 24,000円
	遮光用			視力の矯正に加え、遮光用としての機能が必要な者	31,200円
遮光用					
前掛式	以下の要件を満たす者。 1) 視覚障害により身体障害者手帳を取得していること。(難病患者等に限り、手帳を要件としない) 2) 羞明を来していること。 3) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと。 4) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記事項を参照の上、遮光用の装用効果を確認すること。 (意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。) ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光用をはずすと暗順応が早くなる	○ 着色レンズを使用するが、矯正眼鏡と同様の焦点距離による度数に応じた種類に区分されている。 ○ 特定の光波長をカットするので、眩しさを感じない。 ○ 羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。 ○ 網膜色素変性症の場合、徐々に視力低下が進行していくので、進行緩和の役割も持っている。 ○ 前掛式は、矯正眼鏡と一体化して使う。	レンズ→プラスチック又はガラス	22,400円	4年
				掛けめがね式	
○価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 ○乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,350円増しとすること。					
コンタクトレンズ	強度の屈折異常や角膜白斑などで視力低下があり、コンタクトレンズにて良好な視力が得られる者	小型レンズを角膜の表面に装着して使用するもの	主材料 → プラスチック	13,000円	2年
価格はレンズ1枚のものであること。					
弱視用	矯正用やコンタクトレンズで良好な視力を得られないが、弱視用により対象物を拡大して見ることで日常生活及び社会活動上その効果が見込まれる者	掛けめがね式 ○ ルーペを眼鏡に組込んだもの ○ 主に近用として使用され、遠用の適応は少ない。		38,200円	4年
		焦点調整式 ○ 手に持って使用するタイプ ○ 望遠鏡型で主に遠用に使用		18,600円	

- 掛けめがね式 → 高倍率(3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。
- 掛けめがね式高倍率(3倍率以上)の対象者
→ 職業上、教育上真に必要な者。
- 【例】① 現に就労中の者(求職中の者を含む) ② 地域社会活動(町内会の役員含む)参加者
③ 就学中の者や各種教養講座の受講者

備 考	<p>二具支給は、医学的及び日常生活上真に必要な場合認められる。</p> <p>例)</p> <p>① 遠用と近用の矯正眼鏡 ② 屋内用・屋外用の遮光眼鏡</p> <p>③ 円錐角膜や高度の白内障術後無水晶体眼など、障がいの状況上、矯正用とコンタクトレンズを同時に使用しないと矯正が困難な場合</p> <p>④ 矯正用で矯正視力が得られる弱視者で、弱視用と矯正用の使い分けをする必要がある者</p>
--------	---



↑ 遮光用(前掛式) ※クリップオン式ともいう



↑ 遮光用



↑ 弱視用(掛けめがね式)



↑ 弱視用(焦点調整式)

修 理 価 格					
修 理 部 位	価 格	修 理 部 位	価 格	修 理 部 位	価 格
枠交換	8,300	矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6,450	遮光矯正用レンズ交換	11,500
矯正用レンズ(6D未満)交換	4,900	矯正用レンズ(10D以上)交換	8,400	遮光用レンズ交換	11,500

○ 価格は、一枚当たりの価格。
○ 矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,350円増しとすること。

5 義眼・眼鏡の判定区分

区 分	判定・判断機関及び方法			備 考	
	センター	市町村 (意見書 等)	市町村 (申請 書等)		
要否判定 (判断)	新規		○		市町村において判断が困難な 場合又は、申請者が相談会判 定を希望する場合は、センター に相談すること。 2個支給の場合は、セン ターの判定が必要
	医学的所見を必要とする再支給・修理		○		
	医学的所見を必要としない再支給・修理			●	
適合判定(確認)		●	●		

- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う

聴覚障がい者のための補装具

1 補聴器	
対象となる障がい	聴覚障がい者
障がいの状態	会話や音の聴取が困難な状態
基本要件	聴覚に障がいがあり、補聴器の装用により聴能の改善が見込まれる者。
用具の説明	小さな音を大きく増幅して聴かせる携帯型の器具。補装具費の支給基準上では8区分に分類される。

名称	対象者・要件等	基本構造	用具の説明	付属品	価格	耐用年数
高度難聴用ポケット型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両耳とも聴力レベルが概ね90dB未満の者 ○ ポケット型と耳かけ型は必要に応じて選択可能 	<p>次のいずれかを満たすもの。</p> <p>①JISC5512-2000 による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。</p>	<p>マイクロホンが組み込まれたポケット型の本体をポケット等に入れて、コード付きのイヤホンで聴くタイプ。本体を相手に近づけて聴くことも可能。箱形とも呼ばれる。</p>	電池	44,000	5年
高度難聴用耳かけ型	<p>原則 手帳：4, 6級</p>	<p>②JISC5512-2015による。90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル未満のもの。90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。</p>	<p>耳介の後ろに掛けて使用する小型のもので、肌に近い色をしており装用が目立たないタイプである。</p>		46,400	
重度難聴用ポケット型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両耳とも聴力レベルが概ね90dB以上の者 ○ ポケット型と耳かけ型は必要に応じて選択可能 ○ 耳かけ型FM型 → 一斉授業のように遠いところからの会話を聴取する必要のある者等 	<p>次のいずれかを満たすもの。</p> <p>① JIS C 5512-2000による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。</p>	<p>WHOによる難聴の程度分類が重度難聴である者に対するポケット型補聴器。</p>	電池 イヤ モールド	59,000	
重度難聴用耳かけ型	<p>原則 手帳：2, 3級</p>	<p>② JIS C 5512-2015による。90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる</p>	<p>重度難聴用の耳かけ型タイプ。 FM型：離れた相手のマイクロホンからの電波を受信して声を聴くことができるタイプ。</p>		71,200	
耳あな型(レディメイド)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者 -1 耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しく耳かけ型の使用が困難な者 	<p>高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。</p>	<p>マイクロホンごと耳介の中に入れてしまう小型の補聴器で、既製品をいう。</p>	電池	92,000	
耳あな型(オーダーメイド)	<ul style="list-style-type: none"> -2 主に職業上の理由により耳かけ型が使用できない者 ○ オーダーメイド → 障がいの状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者 		<p>上記と同タイプであるが、耳に入る部分を使用者に合わせて作成するモジュラータイプと耳型と聴力をもとに注文製作するオーダーメイドがある。</p>		144,900	
骨導式ポケット型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝音性難聴者で、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な者 	<p>IEC 60118-9(1985)による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの</p>	<p>マイクロホンからの電気信号を振動に変えて、頭蓋骨を振動させて音を伝えるタイプ。</p>	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	74,100	
骨導式眼鏡型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 眼鏡型 → ①教育上、職業上、社会活動上必要な者 ②眼鏡使用の者 		<p>上記の本体を眼鏡のフレームの中に組み込んだもの。</p>	電池 平面 レンズ	126,900	

付属品	イヤーマールド	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外耳道の変形などにより耳栓の使用が難しい者 ○ 頭部の不随意運動等により、耳栓では脱落の恐れがある者 ○ 既製の耳栓では音漏れなどにより共鳴音ができる場合 	9,500
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含む。 ○ 身体の障害の状況により、イヤーマールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算する。 ○ ダンパー入りフックとした場合 → 250円加算 ○ 平面レンズを必要とする場合は、修理基準表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ○ 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算する。 ○ 両耳による最高語音明瞭度が50%以下の者で、補聴器にて語音明瞭度の改善が図られる場合は、高度難聴用等の補聴器の対象となる。 ○ 職業上、教育上特に必要とする場合で、センターが真に必要と判定した場合には、両耳装用が認められる（2個支給）。 ○ デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。 		



↑ ポケット型



↑ 耳かけ型



↑ 耳あな型



← イヤーマールド

透明な樹脂を用いて、耳の形状に合わせて作られるオーダーメイドの耳栓。補聴器の耳穴への適合性を高め、ハウリング（音漏れ）を防ぐ。

修 理 価 格

修理部位	価格
シェル交換 (レディメイド)	6,650
シェル交換 (オーダーメイド)	27,900
スイッチ交換	3,300
テレホンコイル交換 (レディメイド)	8,850
テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	13,400
極板交換	1,100
ボリューム交換 (レディメイド)	8,850
ボリューム交換 (オーダーメイド)	12,200
マイクロホン交換 (レディメイド)	14,200
マイクロホン交換 (オーダーメイド)	16,800
レシーバー交換 (レディメイド)	15,000
レシーバー交換 (オーダーメイド)	21,100
抵抗交換 (レディメイド)	2,200
抵抗交換 (オーダーメイド)	9,400
コンデンサ交換 (レディメイド)	2,200
コンデンサ交換 (オーダーメイド)	9,400
電池ホルダー交換 (レディメイド)	1,100
電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	1,600
トリマー交換 (レディメイド)	6,650
トリマー交換 (オーダーメイド)	10,000
サスペンション交換	940
アンプ組立交換 (レディメイド)	33,500
アンプ組立交換 (オーダーメイド)	44,600
ケース組立交換	3,950
スイッチ交換	4,750
テレホンコイル交換	2,650
極板交換	1,550
ボリューム交換	6,800
マイクロホン交換	12,400
レシーバー交換	12,800
トリマー交換	2,000
フック交換	650
電池ホルダー交換	1,050
耳栓組立交換	630
サスペンション交換	670
アンプ組立交換	31,600

耳あな型

耳かけ型

修理部位	価格
ポケット型 スイッチ交換	3,300
ポケット型 テレホンコイル交換	1,400
ポケット型 マイクロホン交換	8,750
イヤホン交換	5,800
耳かけ型 レシーバー交換	15,800
コード交換	1,900
耳かけ型 アンプ組立交換	42,700
ケース組立交換	9,900
スイッチ交換	3,650
テレホンコイル交換	3,450
極板交換	1,450
ボリューム交換	4,800
マイクロホン交換	14,700
骨導子交換	17,300
アンプ組立交換	24,400
アンプ組立交換 (送信用)	37,200
アンプ組立交換 (受信用)	57,800
ブランク (空つる) 交換	4,600
テンプル (補助つる) 交換	3,250
フロント (前枠) 交換	10,000
平面レンズ交換	3,800
ケース組立交換	5,700
クリップ交換	1,250
スイッチ交換	3,700
テレホンコイル交換	1,400
極板交換	1,400
ボリューム交換	4,800
マイクロホン交換	5,700
骨導式ポケット型 レシーバー交換	11,100
骨導式ポケット型 ヘッドバンド交換	3,300
ダンパー入り 耳かけ型フック交換	1,000

重度難聴用

眼鏡型

ポケット型

修理部位	価格
受信機交換	97,300
受信機基板交換	29,200
受信機部品(ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ)交換	5,250
ワイヤレスマイク交換	135,400
ワイヤレスマイク基板交換	40,600
ワイヤレスマイク充電用 ACアダプタ交換	3,700
ワイヤレスマイク マイクロホン交換	12,600
ワイヤレスマイク ディスプレイ交換	12,600
ワイヤレスマイク部品(ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ)交換	5,250
イヤモールド交換	9,500
コンセント交換	870
IC回路交換	4,800
イヤホン交換	3,350
コード交換	710
トランジスター又は ダイオード交換	2,150
抵抗交換	2,150
コンデンサ交換	2,150
トランス交換	2,000
オーディオシュー交換	5,250

2 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置修理）

対象となる障がい	聴覚障がい者
障がいの状態	会話や音の聴取が困難な状態
基本要件	人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者
備考	<p>○ 対象機器の範囲 人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）のみ ※以下に掲げる機器は対象外である。</p> <p>ア 人工内耳用インプラント イ 人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等） ウ 人工内耳用音声信号処理装置の電池</p> <p>※新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外である。 ※人工内耳用材料が破損した場合等の交換は医療保険給付の対象である。</p>

修理価格

修理部位	価格
人工内耳用音声信号処理装置	30,000

3 判定区分

判定区分 種 目	区 分	判定・判断機関及び方法			備 考	
		センター	市町村 (意見書等)	市町村 (申請書等)		
補聴器	新規	○ ◎			原則…意見書 申請者が希望する場合…相談会	
	要否判定 (判断)	医学的所見を必要とする再支給・修理	○ ◎		原則…意見書 申請者が希望する場合…相談会	補装具費支給後に生じた理由により追加する必要が生じた場合のイヤモールドの追加もこれに該当する
		医学的所見を必要としない再支給・修理			●	
	適合判定(確認)			●	センター判定の場合、センターは適合判定を行わないが、市町村による確認は必要	
人工内耳 (人工内耳用音声信号処理装置修理)	要否判定 (判断)			●	「補装具費支給事務取扱要領」様式2「人工内耳用音声信号処理装置 確認票」等により判断	
	適合判定(確認)			●		

- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定及び適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)及び適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断を行う。又は出来上がり現物の確認を行う



補聴器に関する用語集

デシベル(dB)	音の大きさ、音の増幅度（音響利得）、難聴の程度（聴力レベル）を表すもので、補聴器では聴力レベル（正常値の何倍の大きさにすれば正常耳と同じ大きさに聞こえるか）を表すもの。90 dBとはJISの規定に基づく利得最大での入力音圧レベルを表し、140 dB未満はその際の出音音圧レベルを表すもの。																		
平均聴力レベル (4分法)	<p>一般に聴力レベル何dBというときは、平均聴力レベルを指す。 人間の会話能力は500、1000、2000Hzの周波数と関係が深いので、これらの周波数の聴力レベル(dB)を用い、特に1000Hzの値を重視し、4分法という方法で算出する。 求め方は、周波数500Hzの聴力レベル=A(dB)、周波数1000Hzの聴力レベル=B(dB)、周波数2000Hzの聴力レベル=C(dB)として、</p> <p style="text-align: center;">平均聴力レベル(dBHL) = (A + 2B + C) / 4</p> <p>となる。（スケールアウトの場合は、5プラス） 身体障害者手帳の認定や補装具費判定の際の意見書記載の聴力レベル等に使われる。</p>																		
WHOによる難聴の程度区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <th style="padding: 5px;">難聴レベル</th> <th style="padding: 5px;">平均聴力レベル</th> <th style="padding: 5px;">聞こえの目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">軽 度</td> <td style="padding: 5px;">26～40 dB</td> <td style="padding: 5px;">普通の会話にはほとんど支障がないが、小さな声での会話または騒がしいところでの会話で聞き取れないことがある。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">中 等 度</td> <td style="padding: 5px;">41～55 dB</td> <td style="padding: 5px;">普通の会話でも比較的大きめの声でゆっくり話すと聞き取れるが、少し離れるとあまり聞き取れない。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">やや 高 度</td> <td style="padding: 5px;">56～70 dB</td> <td style="padding: 5px;">耳もとで大きな声で話すと聞き取れる。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">高 度</td> <td style="padding: 5px;">71～90 dB</td> <td style="padding: 5px;">耳もとで大きな声でやっと聞き取れる程度。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">重 度</td> <td style="padding: 5px;">91 dB以上</td> <td style="padding: 5px;">耳もとの大きな声でやっと聞き取れる程度。普通の会話はほとんど聞き取れない。</td> </tr> </tbody> </table>	難聴レベル	平均聴力レベル	聞こえの目安	軽 度	26～40 dB	普通の会話にはほとんど支障がないが、小さな声での会話または騒がしいところでの会話で聞き取れないことがある。	中 等 度	41～55 dB	普通の会話でも比較的大きめの声でゆっくり話すと聞き取れるが、少し離れるとあまり聞き取れない。	やや 高 度	56～70 dB	耳もとで大きな声で話すと聞き取れる。	高 度	71～90 dB	耳もとで大きな声でやっと聞き取れる程度。	重 度	91 dB以上	耳もとの大きな声でやっと聞き取れる程度。普通の会話はほとんど聞き取れない。
難聴レベル	平均聴力レベル	聞こえの目安																	
軽 度	26～40 dB	普通の会話にはほとんど支障がないが、小さな声での会話または騒がしいところでの会話で聞き取れないことがある。																	
中 等 度	41～55 dB	普通の会話でも比較的大きめの声でゆっくり話すと聞き取れるが、少し離れるとあまり聞き取れない。																	
やや 高 度	56～70 dB	耳もとで大きな声で話すと聞き取れる。																	
高 度	71～90 dB	耳もとで大きな声でやっと聞き取れる程度。																	
重 度	91 dB以上	耳もとの大きな声でやっと聞き取れる程度。普通の会話はほとんど聞き取れない。																	
自動騒音抑制装置	騒音をその大きさに応じて自動的に除去し、会話を浮き上がらせるようにするための装置。デジタル補聴器は、この機能に優れている。																		
出力制限装置	補聴器から不快な音や、大きな音が出ないようにするための装置。																		
音質調整器	難聴耳の聴力の状態により、補聴器の周波数特性を変えることができる装置。例えば高音域に障がいがある時は、低音域の出力を抑え高音域の出力を上げる。																		
補聴器特性測定装置	補聴器の特性を測り、障がい者の難聴の特性にあった補聴器の調整に役立てるための装置。認定補聴器専門店には設置が必須となっている。																		

認定補聴器専門店	<p>公益財団法人テクノエイド協会により、補聴器の適正な販売を行うために遵守すべきものとして定めている「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合して行われていると認定された補聴器販売店。</p> <p>認定補聴器技能者の常勤や補聴器調整のための測定ができる設備・施設、補聴器特性測定設備などの設置が義務づけられている。</p> <p>総合支援法の補装具としての補聴器を扱う業者の選定にあたって参考にされたい。</p>
トリマー	音量等を調整するつまみのこと
カナル式	耳あな型のこと。（外耳道を英語では「ear canal」と呼ぶ）
オーディオシュー	受信機を補聴器に接続するためのアダプターのこと
テレホンコイル	<p>磁気誘導ループシステム（下記参照）を利用するために補聴器に搭載されているコイルのこと。磁気誘導ループの信号を受信するためには、補聴器のスイッチをTへ切り替える。マイクからの音声の入力も同時に行えるよう、MTというスイッチが装着されている機種もある。</p> <p>また、電話の音声の聞き取りがしやすいようにするためにもこの装置が搭載されているが、黒電話や特殊な電話のみが効果があり、最近のプッシュ式電話や携帯電話では効果は得られない。</p>
磁気誘導ループシステム	<p>聴覚障がい者用の補聴器を補助する設備のこと。磁界を発生させるワイヤーを輪のように這わせることから、通称「磁気ループ」と呼ばれる（国際的には「ヒヤリングループ」という名称になっている）。</p> <p>磁気誘導ループによりもたらされる磁気を補聴器で受信し、音声信号に変えることで雑音の少ないクリアな音声を聴くことができる。</p> <p>常設型、移動型、ヘッドホン型、首掛け型などがあり、常設型では、市役所や文化センター、会議室等の床下に埋設されるケースも多い。</p>
ダンパー	<p>耳かけ型補聴器のフックの根本に付ける筒状のもの。</p> <p>これを装着すると、1,000Hz付近の第一ピークを下げることで、1,000Hz付近による音響障害を防ぐことができる。その分全体のボリュームを上げることによって、3,000Hz付近にしっかりとピークが出せるようになり、言葉の子音が聞き取りやすくなる。補聴器からの音が少し柔らかい感じになる効果もある。</p> <p>補聴器費支給制度では、ダンパー入りフックにすると、240円の加算になる。</p>
ハウリング	<p>補聴器をつけている時に「ピーピー」という音が出る現象。</p> <p>原因は、補聴器と耳の穴との間に開いた隙間から、既にマイクから入って増幅された音が漏れ出し、再びその音がマイクに入力され、増幅が繰り返されることにある。</p> <p>対処法としては、ボリュームを下げる、耳の大きさにあった耳栓をつける、耳型をとってその人専用の耳栓（イヤモールド）を作る、などがある。（イヤモールドは医師の処方に基づき、補聴器の付属品として支給が可能）</p>
補聴援助システム	<p>話者が送信機（ワイヤレスマイク）を持ち、難聴者が受信機を補聴器に接続することにより、補聴器から話者の声を明瞭に届けることができる。</p> <p>障害者総合支援法の補装具費支給制度においては、重度難聴用耳かけ型に、送信機、受信機を追加することで、ワイヤレス補聴システムを構築出来る。</p> <p>支給対象者例としては、一斉授業のように遠いところからの会話を聴取する必要がある者（教育的理由）、会議やミーティングなどで、離れた場所からの会話や騒がしい場所での話を聞き取る必要がある者（職業的理由）等があげられる。</p> <p>ただし、話者がワイヤレスマイクを使用することを了解してくれるなど、周囲の援助体制が整っていることが最低条件となる。</p> <p>また、支給に関しては、センターの判定を必要とし、必要性については慎重な判断を要するので、申請があがってきた場合は、センターに相談を頂きたい。</p>

<p>デジタル補聴器</p>	<p>音声をデジタルデータ化して、マルチチャンネル化した信号処理を行うことにより、人間の音以外を大きくすることなく、聞き取りたい音だけを大きくするなどの機能を搭載した補聴器。従来のアナログ補聴器に比べて、機能が飛躍的に進歩しており、現在出回っている補聴器のほとんどがデジタル補聴器である。</p> <p>周波数毎の細かい調整は、パソコンなどに接続して行い、一人ひとりの聴力特性に適した音に調整でき、いったん設定されたデータは保存され、その後何度も変更可能（パソコン等につながなくても補聴器本体だけで調整可能なものをトリマー式という）。</p> <p>デジタル補聴器の特長としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ノイズリダクション（音声と周囲の騒音を識別し、会話のみを増幅する） ② 音質、音量を環境に応じて自動調整する ③ ハウリング（ピーピー音）を抑制する ④ 周波数毎の細かい出力設定が可能 <p>などがあげられる。</p>
<p>人工内耳</p>	<p>内耳の障がいのある部分に電極を埋め込み、電流を流すことにより、直接聴神経を刺激し、補聴器の装用効果が全く得られない者でも、音が聴こえるようにすることが可能（個人差あり）。手術で耳の奥などに埋め込む部分と、外部の音をマイクで拾って耳内に埋め込んだ部分へ送る体外部とからなり、体外部は耳掛け式補聴器に似ている。</p> <p>人工内耳自体は医療行為であり、育成医療・更生医療の制度を利用して手術を受けることが可能である。</p> <p>補装具費支給との関連では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人工内耳装用者に対する補聴援助システム等の補聴用具の支給が、特例補装具として支給可能であること。 ② 人工内耳を片耳装用している者が、他方の耳で補聴器の使用を希望する場合、補聴効果が認められれば、意見書による状況確認等により補聴効果を確認した上で、補聴器費の支給の可能性があること。 ③ 人工内耳体外部（耳かけ型マイクロフォン、スピーチプロフェッサー）の脱落防止目的のイヤーマールドについては、補装具費の支給は不可であること。 等が注意すべき点としてあげられる。



耳に関する基礎知識

耳の構造と機能の基礎知識

耳は外耳、中耳、内耳の3つの構造に分けられます。
音は耳介から入ってきて外耳道を通り、鼓膜からツチ骨、キヌタ骨、アブミ骨という小さい3つの骨を伝わりながら増幅されます。またそこから内耳の蝸牛に伝わって、さらに聴神経から大脳に伝わり、大脳で知覚・認知されます。

外 耳

音を集めるための器官です。耳介で音を集め、外耳道は、集めた音を鼓膜へ送る働きがあります。

中 耳

中耳には、外耳道に接する鼓膜(こまく)と、その内側の空洞の中耳腔(鼓室)があります。

外耳道を通して鼓膜を振動させることで伝わってきた音は、まず最初に中耳腔のツチ骨を振動させます。そこからキヌタ骨、アブミ骨と、テコの原理で増幅させながら伝えていき、最終的には鼓膜に伝わった音を大きくして内耳へと伝えます。

内 耳

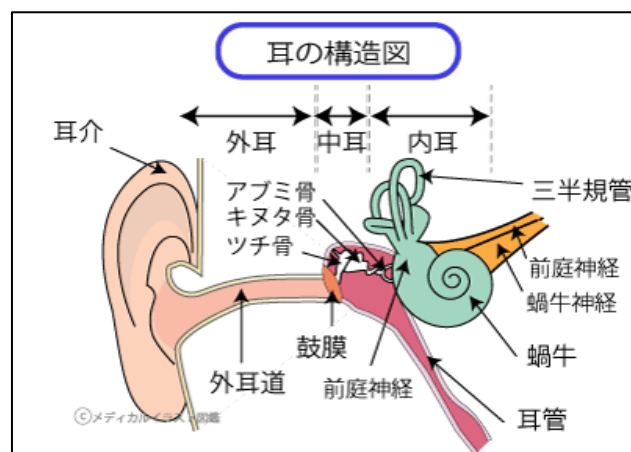
内耳には、蝸牛と前庭と三半規管があります。それぞれ、水の入った袋の構造になっていて、中にリンパ液が入っています。

蝸牛は、鼓膜と耳小骨から伝えられた音波の振動を電気信号に変える働きがあります。

三半規管は体の回転運動を感じる働きがあり、体のバランスをとる役目をしています。

蝸牛と三半規管の間に「前庭」という器官があり、体の直線運動を感じる働きで、体のバランスをとる役目をしています。

※ 外耳・中耳は音を振動としてキャッチしそれを伝えるはたらきをしますので、**伝音系**と呼びます。また、内耳は振動を電気信号に変換させるはたらきがあり、それを神経・脳へとつたえ音として感知・認識しますので**感音系**とよびます。



難聴の種類

上記の経路の一箇所でも障害があれば、それ相応の聴力障がいがあります。

◆障がい部位別◆

感音性難聴

内耳、聴神経、脳の障害による難聴で、『音が聞こえにくい』だけでなく、言葉の聴き取りの能力が低下します(語音明瞭度の低下)。治療による改善は望めません。
突発性難聴、老人性難聴、先天性難聴等感音系に障がいがある場合これに該当します。

伝音性難聴

外耳や中耳に障がいがあることで起こる難聴で、補聴器の効果が期待出来ます。
耳垢栓塞や慢性中耳炎等の伝音系の疾患が原因になります。
外科手術や薬物投与などで改善されることもあります。

混合性難聴

伝音性難聴と感音性難聴の両方の原因をもつ難聴です。

◆障がい発症時期別◆

先天性聴覚障がい：生まれつき聞こえに障がいを持っている場合

言語獲得以前に聞こえの障害があるため、発音や会話が困難となります。

しかし、早くからの適切な教育によって言語の習得は可能で、読み書きは日常的にできるようになることが多いようです。

後天性聴覚障がい：生まれた後に障がいを受けた場合

幼児期以降(言語獲得後)の病気や事故などによる聞こえの障害であり、発音や言葉の理解に関しては問題が少ないようです。

老人性聴覚障がい：加齢変化に伴う難聴

感音性難聴に含まれます。内耳・聴神経だけでなく、加齢とともに鼓膜や耳小骨なども老化していきますので、障害が広範囲にわたることが特徴です。



聴力についての基礎知識

聞こえの程度は、オーディオメーターという測定器を使って検査します。

聴力レベルは、音の強さを示すデシベル(dB)という単位を使って、オーディオグラムに書き表します。(縦軸はdB(デシベル)で音の大きさを表します。正常値が0で、数値が大きいほど大きな音になります。横軸はHz(ヘルツ:周波数)で低い音から高い音を表します。)

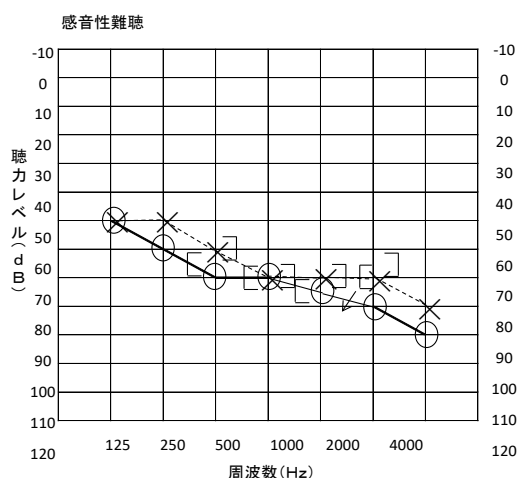
これにより、聞こえの程度や障害部位(外耳、中耳、内耳など)を知ることができます。

正常聴力の場合は、0dB近辺であり、難聴の程度が強くなるほどこの値が大きくなります。

↓オーディオメーター



↓オーディオグラム



【オーディオグラムの見方】

「○」が右耳、「×」が左耳の、それぞれの気導聴力を示します。そして「□」は右耳の、「◇」は左耳の、それぞれの骨導聴力を示します。

◆気導聴力◆

空気を伝わって耳から聴く力。健康診断の時に使用するようなヘッドホンを使って聴力を測定します。

◆骨導聴力◆

骨を伝わってきた音を聴く力のこと。音の出る端末を耳の後ろの側頭骨乳突部に押しつけるようにして当てて測ります。



↑骨導測定用

平均聴力レベル

これは、人の会話に必要な500Hz～4000Hzの平均の気導聴力を計算したものです。求めるための式は、3分法、4分法、6分法などがありますが、身体障害者手帳の診断書や補装具費の意見書では4分法を使用しています。

4分法の式は、
周波数500Hzの聴力レベル=A(dB)、周波数1000Hzの聴力レベル=B(dB)、周波数2000Hzの聴力レベル=C(dB)として、

$$\text{平均聴力レベル(dBHL)} = \frac{(A + 2B + C)}{4} \quad \text{となります。}$$

オーディオグラムと難聴の種類との関係

○ 感音性難聴

※ 骨導閾値と気導閾値がほぼ同じ位置にある。

難聴の原因が、音が伝わる部分(外耳、中耳)ではなく、音を感じる神経にあるため、音が伝わる部分に影響しない骨導閾値も気導閾値と同様に低下しているということです。

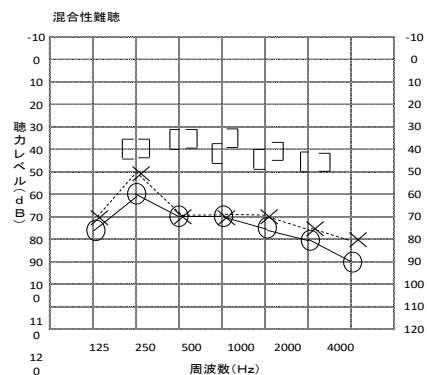
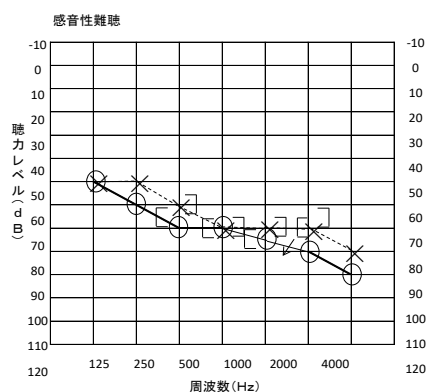
○ 伝音性難聴

※ 骨導閾値は正常に近く、気導閾値が低下していて、両者に差がある。

骨導閾値が正常ということは、音を感じる神経には異常がないということですから、音が伝わる部分(外耳、中耳)の障がいが難聴の原因と考えられます。その障がいを治療によって取り除いてやれば難聴は解消される可能性が強いです。

○ 混合性難聴

感音性難聴と伝音性難聴の両方を特徴を併せ持った難聴。



重度障害者用意思伝達装置

重度障害者用意思伝達装置	
対象となる障がい	両上下肢機能障がい 及び 音声・言語機能障がい
障がいの状態	重度の両上下肢及び音声・言語機能障がいによりコミュニケーションを図ることができない者（難病患者等については、音声・言語機能障がい及び神経・筋疾患である者）
基本要件	両上下肢機能を全廃し音声・言語機能を喪失した者又はこれに準ずる者であって、重度障害者用意思伝達装置を使用することによってのみ、他者とのコミュニケーションが図られる者。
適応者	筋萎縮性側索硬化症(ALS)等により両上下肢機能全廃及び音声・言語機能を喪失した者又はこれに準ずる者であって、重度障害者用意思伝達装置を用いなければコミュニケーションを図ることができず、かつ当該機器を使用する意欲と能力を有する者

(1) 本体					
ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言や表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。					
名称	基本構造等	付属品	価格	耐用年数	
文字等走査入力方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。 ○ 文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。 	プリンタ	152,700	5年	
	簡易な環境制御機能が付加されたもの		一つの機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるもの。		203,900
	高度な環境制御機能が付加されたもの	複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通じて機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるもの。	遠隔制御装置		480,600
	通信機能が付加されたもの	文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるもの。			
生体現象方式	生体現象(脳波や脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。				
備考	身体の障がいの状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。				

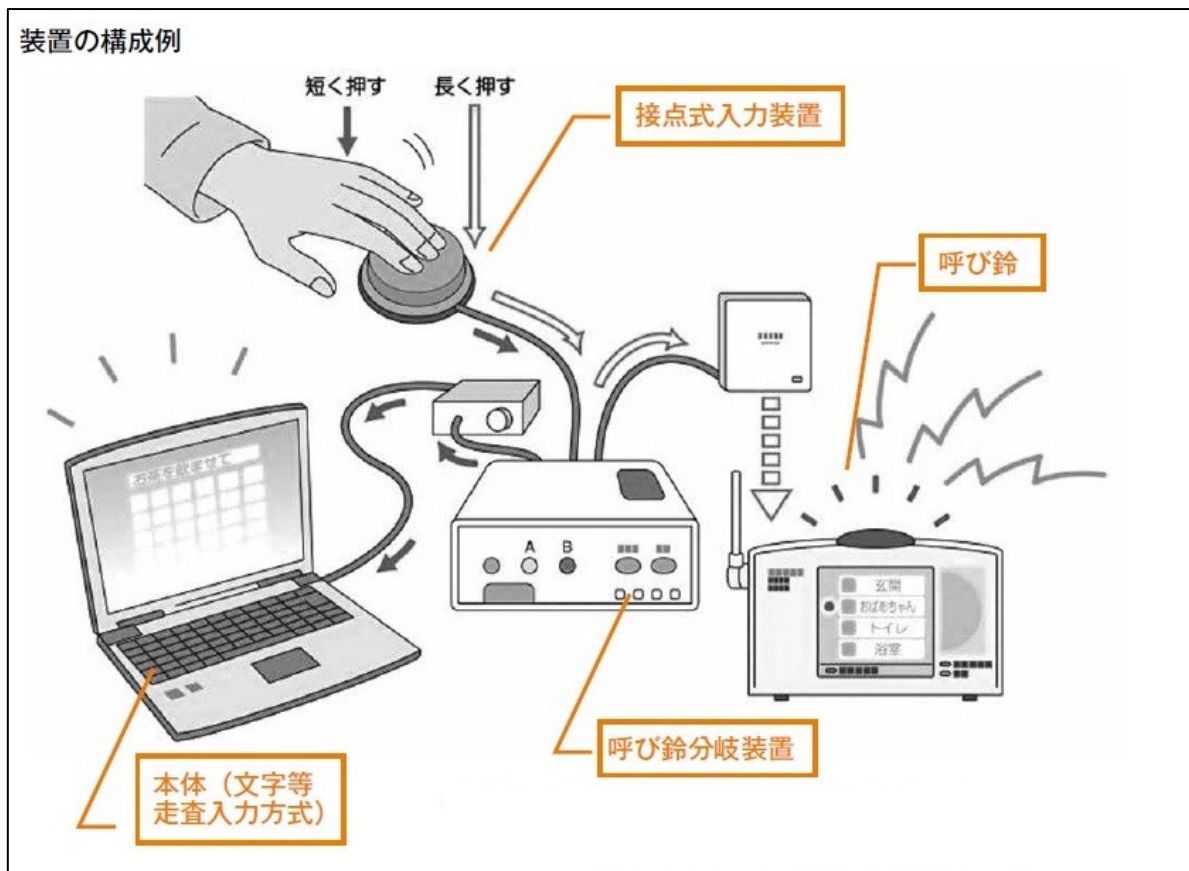
(2) 判定区分

区分	判定・判断機関及び方法			備考
	センター	市町村(意見書等)	市町村(申請書等)	
要否判定(判断)	新規	◎ ○		原則…相談会(出席出来ない場合は訪問判定) 相談会に出席出来ない場合…意見書
	医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○		
	医学的所見を必要としない再支給・修理		●	
適合判定(確認)	◎ ○		●	要否判定・判断の方法に準ずる

◎…センターが相談会で判定 ○…センター又は市町村が意見書で判定(判断) ●…市町村が申請書等で判断

(3) 修理

修理部位	価格	備考
本体修理	53,400	
固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	32,000	
固定台（自立スタンド式）交換	62,000	
入力装置固定具交換	32,000	
呼び鈴交換	21,300	
呼び鈴分岐装置交換	35,800	
接点式入力装置（スイッチ）交換	10,600	
帯電式入力装置（スイッチ）交換	42,700	触れる操作で信号入力可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,600円、ピンタッチ式先端部は13,000円増しとすること。
筋電式入力装置（スイッチ）交換	85,400	
光電式入力装置（スイッチ）交換	53,400	
呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	37,300	
圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	42,700	
空気圧入力装置（スイッチ）交換	42,700	感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
視線検出式入力装置（スイッチ）交換	220,000	
遠隔制御装置交換	36,000	



「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン（日本リハビリテーション工学協会）より引用

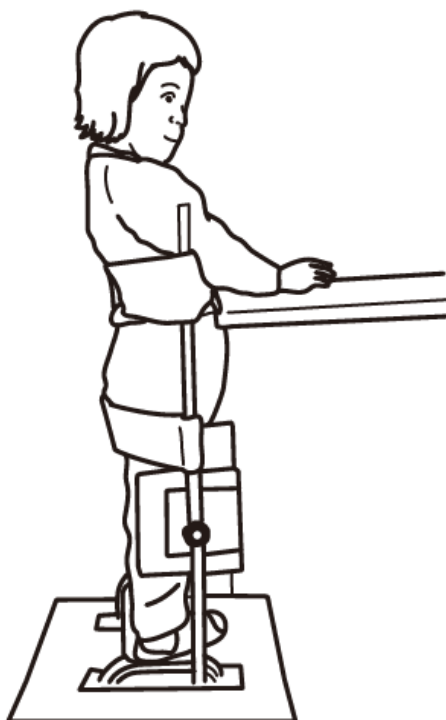
障がい児のみに支給される補装具

1 座位保持椅子				
対象となる障がい	対象者例	基本構造	価格	耐用年数
肢体不自由	自力での座位保持ができない者等	主材料:木材、アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装:ニス塗装	26,100	3年
備考	机上用の盤を取り付ける場合は6,000円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,350円増しとすること。 車載用のものは43,800円増しとすること。			

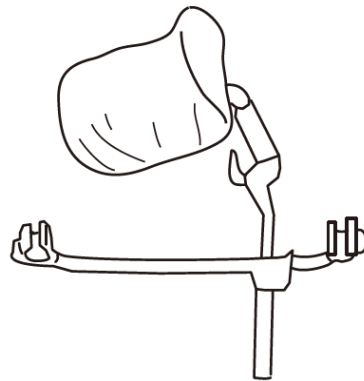


2 起立保持具

対象となる障がい	対象者例	基本構造	価格	耐用年数
肢体不自由	自力で起立位を保持できない者	箱形とすること。 主材料:木材 外装:ニス塗装	31,700	3年



3 頭部保持具				
対象となる障がい	対象者例	基本構造	価格	耐用年数
肢体不自由	自力での座位保持ができず、座位保持椅子等を使用する際、頭部が安定せず、支えが必要な者	座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの	7,550	3年



4 排便補助具				
対象となる障がい	対象者例	基本構造	価格	耐用年数
ぼうこう又は直腸機能障がい等	普通便所で排便が困難な場合	主材料:木材 外装:ペンキ塗装	10,000	2年

